

平成 16 年 度 第 7 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 16 年 月 7 月 14 日 (水) 午後 1 時 10 分
場 所 八王子市教育センター 3 階 第 3 研修室

第7回定例会議事日程

1 日 時 平成16年7月14日(水)午後1時10分

2 場 所 八王子市教育センター 3階 第3研修室

3 会議に付すべき事件

第1 第23号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱について

第2 第24号議案 八王子市社会教育委員の委嘱について

第3 第25号議案 申請書等記載項目の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則設定について

第4 第26号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について

第5 第27号議案 叙勲及び賜杯候補者の推薦について

4 協議事項 平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択について

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員(4名)

委員長 (3番) 名取 龍藏

委員 (1番) 小田原 榮

委員 (4番) 齋藤 健児

委員 (5番) 成田 一代

欠席委員(1名)

委員 (2番) 細野 助博

教育委員会事務局

教育長（再掲）	成田 一代
学校教育部長	坂本 誠
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本 昌己
教育総務課長	望月 正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	鎌田 晴義
施設整備課長	穂坂 敏明
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	小海 清秀
指導室指導主事	千葉 正法
生涯学習スポーツ部長	高橋 昭
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	西野 栄男
生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当） 生涯学習総務課長	米山 満明
文化財課長	佐藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 （体育館担当）	福田 隆一
生涯学習スポーツ部主幹 （川口地区図書館・公民館担当）	新井 政夫
生涯学習スポーツ部主幹 （こども科学館担当）	梅澤 重明
生涯学習総務課主査	小澤 篤子
中央図書館主査	遠藤 辰雄
教科書選定検討委員	柳村 公英
教科書選定検討委員	岡島 政吉
教科書選定検討委員	加藤 和俊
教科書選定検討委員	加藤 敏夫
教科書選定検討委員	小泉 正三
教科書選定検討委員	須長 孝夫
教科書選定検討委員	福田 晴男
教科書選定検討委員	干臺 治男
教科書選定検討委員	老沼 義晴

教科書選定検討委員

志田原 節 子

事務局職員出席者

教育総務課主査

嶋崎 朋 克

担 当 者

石 川 暢 人

担 当 者

後 藤 浩 之

【午後 1 時 1 0 分開会】

名取委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は 4 名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 1 6 年度第 7 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は

4 番 齋藤健児委員

を指名いたします。

また、本日の議事日程第 2 7 号議案については、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 日程第 1、第 2 3 号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 それでは、第 2 3 号議案について御説明いたします。

八王子市奨学審議会委員につきましては、本年の 7 月 3 1 日をもちまして 2 年の任期が終了することに伴いまして新たに委嘱をしようとする議案でございます。

1 番の川村氏から 7 番の村松氏につきましては、市議会議員選出枠で委嘱しようとするものでございまして、再任ということになります。それから、8 番の鈴木氏から 1 3 番の森原氏につきましては、それ以外の枠で、中学校校長、学識経験者、それから高等学校校長の枠ということで選任するものでございます。このうち 1 1 番の鹿島田氏につきましては再任でございますけれども、8 番鈴木氏、9 番榎本氏、1 0 番の伊藤氏、1 2 番の佐藤氏、1 3 番の森原氏につきましては、いずれも新任ということで今回の委嘱ということになります。

説明につきましては以上でございます。

名取委員長 ただいま教育総務課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

齋藤委員 略歴のところを見たときに、資料としてここに配られているかもしれませんがけれども、市議会議員の方々はよろしいのですが、ほかの方々は選ばれてこられてきている団体も書いた方がよろしいのではないのでしょうか。ちょっとわかりにくいような気がしますね。例えば鈴木先生は市立第二中学校長と書いてありますけれども、これは二中から特別に選ばれたというよりも、校長会から選ばれてきたわけじゃないですか。例えば10番の伊藤さんについても、これは中学校PTA連合会の方の副会長という形でここに名前が出てきていると思うのです。決して石川中学校PTA会長として来ているわけではないと思いますよ。ちょっと誤解を受けるような資料でして、現職としてはそうなのかもしれませんが、選出されてきている団体名を明記してきた方がわかりやすいでしょう。市議会議員に対して言うならば、その方がいいような気がしたのですけれども。

名取委員長 より具体的にというか、そういう意味ですよ。事務局いかがでしょうか。

望月教育総務課長 確かに推薦するに当たっては、団体の方に依頼して推薦をお願いしたという経過はございますが、委嘱に当たってはそれだけではなくて、特にこの人をというふうな、例えば審議会の方の推薦ですとか、その他の方の推薦があった場合についても入れておまして、必ずしも団体に推薦をお願いするということで委嘱の候補にするというものではございませんので、こちらの方に書いていると、記述しなかったということでございます。

小田原委員 ちょっとわからないですよ。齋藤委員は団体名を出せと言っているのに対して、これは現職で答えているわけでしょう。だから質問には答えられないというか、応じられないなら応じられないとか、変えるなら変えるとか。

望月教育総務課長 記述としては今説明したとおりでございますが、8番の鈴木博久氏につきましては、中学校の校長会の方に推薦を依頼して候補となっているものでございます。

それから、榎本成己さんにつきましては、前任の南多摩高校の校長先生が甲田先生でいらっしゃいましたけれども、その方の推薦ということで、同じく南多摩高校の校長先生をこちらの方に挙げさせていただいたということでございます。

それから10番の伊藤氏につきましては、これは中学校のPTA連合会の方に推薦を依頼してお願いしたということでございます。

11番の鹿島田氏につきましては、これは再任でございますけれども、過去においてはPTAの関係で選出されましたけれども、現在は特にそういう関連ではございませんで、これまでの経験を生かしていただきたいということ、それから情報公開・個人情報保護運営審議会の委員もやっていらっしゃるという識見ということでこちらの方へ挙げさせていただいてい

るということでございます。

それから12番の佐藤寛文氏につきましては、前任の先生が八王子高校の澤柳先生でございましたけれども、やはり同じように推薦がございまして、現職の八王子高校の校長先生ということで、こちらの方に掲げさせていただいております。

それから、13番の森原氏につきましては、これは審議会の委員の方から推薦がございまして、現職で活躍していらっしゃるということで、こちらの方に掲げさせていただいているというところでございます。

齋藤委員 よくわかりました。今お話を聞くというよりも、私はやはり資料として残すのであるならば、こういう団体から推薦されたということを書いておいた方がよろしいのではないですかという御意見を言わせていただいたのであって、今ここで別に説明を受けなくてもよかったですけれども。そういうことで、今後の資料として、これがいわゆる市教委の資料として残るわけでしょうから、決して一つの中学校のPTA会長として伊藤さんは来ているわけではないということはもうはっきりしているわけですから、やはり中P連の代表として来ているということを書いておいた方がいいのではないですかということをおっしゃってください。済みません、余計なことかもしれませんが。

望月教育総務課長 資料として、その推薦の経過がわかるというものは別途用意できるようにしていきたいというふうに思います。

小田原委員 それでいいのかどうかというのがよくわかりませんが、個人的に推薦するのと、ある団体をお願いするのと、そういうまちまちの形でもって、それをこの資料として残すというのがいいのかどうか。この方々がいいとか悪いとかというんではなくてね。今のお話を伺っていると何かよくわからないと感じますのでね。

例えば、都立高校はいっぱいあるわけですよ。いっぱいなんて言っちゃいけませんけれども。私立だっていっぱいあるわけですよ。その前職の校長が推薦したから同じ学校の校長でなければならないわけではないでしょう、多分。だからそういうことですよ、もし言うとなればね。やはり現職というのを残すなら、現職はそれぞれの現職になるわけだけれども、推薦団体という形でもって出すのとは私はちょっと違うと思うのですよ。

望月教育総務課長 例えば南多摩高校の校長先生につきましては、推薦いただいたという経過はありますけれども、今、小田原委員がおっしゃったように、実は残りの校長先生の在任期間、例えばほかにも高校がありますけれども、それらの校長先生、これは校長先生の枠で推薦の候補になっている方ですけれども、例えば、あと残り何年八王子にいらっしゃるかと、

八王子に来て何年いらっしゃるということも含めて、そういう推薦の中身ももちろんございましてやっているということでございます。

小田原委員　そうしたら、何で八王子北じゃないのかというふうに言われたら答えられるのですか。在任期間があと何年あるか知らないけれども、では何でほかの、といったときに、今の答えで答えられますか。

名取委員長　総務課長、いかがでしょうか。

望月教育総務課長　やはり八王子でじっくり籍を置いていただいた方がふさわしいかなというこの推薦もあって、私どもの方もそれでよろしいかなというところで、事務局で判断ということでございます。

小田原委員　では何で八王子工業じゃないわけ。そういう出任せを言ってはだめですよ。困らせるために言っているわけじゃなくて、よくわからないのです。もう1回、ここに表記することについては、また別に考えていただいて。ただ、その審議会の要綱だか、規則だかによればこうなっているというところでやるしかないのではないですか。

成田教育長　齋藤委員の方から、議案について出すときの資料についての表記方法についても御指摘があったと思っているのですね。選出区分と略歴について述べますよと言っているながら、選出区分がないじゃありませんかと、現職だけじゃないですかと、この辺についていかがなものかというような部分。それからもう一つは、小田原委員の方から都立校、私立校、やはり広い面での選出というのも今後考えられるのではないだろうかというような部分もありましたので、今後につきましては、要綱にのっとりながら研究をしていくというような形を踏みたいと思っておりますが。選出区分につきましては先ほど課長の方から申したとおりでございます、御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

名取委員長　ただいま教育長から説明がございましたけれども、今後ということですね。今後ということで説明がありましたけれども、選出区分ですとか選出方法、あるいは要綱にのっとっているかどうかということで検討されて、今後そういう方向で進めるということによってよろしいでしょうかね。

小田原委員　規則に従ってこういうふうな形でもってやってみたということで、これについて、私はいいですよ。今のやりとりの中で、わからないようなことをやられると困ると。

望月教育総務課長　申しわけございません。私の方も、別途資料を用意するというのは、これはこれで、選出区分というのは区分が決まっておりますのでこういう表示になるということ

とを踏まえた上で、それと別に、参考資料として、どういう団体に推薦したかというのであれば、それはお示ししたいということで説明したものでございます。申しわけございません。

齋藤委員　私もちょっと細かいことまで言い過ぎちゃったかもしれないですけども、私は、10番の伊藤さんがここに名前が挙がっている経緯を知っているものですから。やはり私もP連の役員をやっているものですから、今現職で、相談役というような形で。彼はあくまでも石川中学校のPTA会長としてはここにいないと思うのですよ。だから、彼がこの資料を見たときに、私はあくまでもP連の副会長としてここにいるという自負があると思うのですよね。だから、ちょっとそこら辺を言わせていただいたというだけのことです。ちょっとこれはおかしいかなというふうに思っているのです。ただ単に単Pの今、小田原先生がおっしゃったとおりに、ではなぜ六中じゃないのか、何で三中じゃないのかという話になってきてしまうと思うのですね。彼はあくまでもやはりPTA联合会の中から選ばれているというか、代表としてここにいるということの、やはり整合性というか、そういうものがないと、何で石川中学校PTA会長なのというところが突っ込まれる。資料としてはっきりしていないじゃないかということ言わせていただいただけなのです。ですからそのところだけで、何か間違っているでしょうか。私はそんなふうにちょっと思ったのですけれども。私は、そういう意味で書き方がおかしいかなと、書き方が。

小田原委員　書き方から言えば、何で9番だけが、この学校教育法云々が出てこなければいけないのか、とか、わからない部分があるわけですよ。それならそれとして別途考えるということですから、よろしくをお願いします。

名取委員長　よくわかるようにということで、今後改善をお願いするということでもよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ただいま議題となっております第23号議案については、説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　異議ないものと認めます。よって、第23号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長　次に、日程第2、第24号議案　八王子市社会教育委員の委嘱についてを議題

に供します。

本案について、生涯学習総務課から説明願います。

米山生涯学習総務課長　ただいま上程されました第24号議案　八王子市社会教育委員の委嘱について御説明申し上げます。

この社会教育委員につきましては、平成16年1月31日をもって任期満了となります。社会教育委員につきましては、17名を適任と認め、芦川芳子氏ほか10名を再任、塩谷昭子氏ほか5名を新任として、社会教育法第15条第2項の規定に基づき、平成16年8月1日付で委嘱しようとするものであります。

なお、八王子市社会教育委員は、定数27名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験ある者の中から委嘱すると定められております。

それでは、新委員につきましては小澤課長補佐の方から御説明させていただきます。

小澤生涯学習総務課主査　それでは、新任の6名の方につきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず、塩谷昭子氏でございます。塩谷氏は、八王子市レクリエーション協会専門委員として活躍され、レクリエーション活動を通じ、市民の生涯学習や健康づくりに御尽力をされております。

次に、炭谷晃男氏でございます。大妻女子大学社会情報学部教授として学生の指導に当たる一方、八王子市の子供の居場所づくりプロジェクト会長として、次代を担う青少年の健全育成に尽力されております。

次に、近岡賢二氏でございます。青年会議所の理事長の任を務めた経歴を有しております。現在は学園都市振興会理事として、八王子市の学園都市としてのあり方に御尽力をされております。

次に、野嶋和之氏でございます。社会教育委員、公民館運営審議会委員、八王子市青年サークル連絡会代表を歴任されております。青少年の育成、指導、社会教育行政に尽力されております。

次に、田近秀子氏でございます。田近氏は、市民公募委員として広く市民の声を、社会教育行政に反映させるために、私どもの選考委員会において選出されました。

次に、濱田利氏でございます。同じく、市民公募委員として選考委員会において選出をされ、現在は社会福祉士として活躍をされております。

説明は以上でございます。

名取委員長　ただいま生涯学習総務課の説明が終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

小田原委員　齋藤委員が何も言わないので私が言います。さっきの齋藤委員の質問を受ければどういうふうになるの。

米山生涯学習総務課長　それについては、今後の検討をさせていただくという形に私ども考えております。特に組織という部分で、基本的に図書館とかさまざまな法律は、何々団体代表というのがなくなりましたので、なかなか選考が難しい部分ですので、そういうある程度基準をつくりながらやっていきたいと思っております。

名取委員長　ほかに御質疑、御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ほかに御意見もないようですので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第24号議案については、原案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御異議ないものと認めます。よって、第24号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長　次に、日程第3、第25号議案　申請書等記載項目の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、事務局から説明願います。

望月教育総務課長　第25号議案の申請書等記載項目の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則設定について御説明いたします。

この規則改正は、平成15年5月30日付で、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が公布されまして、個人情報に関する地方公共団体の責務等が定められまして、国の行政機関に係る個人情報保護法制が充実・強化されたところでございます。個人情報を保護するために、個人情報の収集については条例によって制限を設けて、業務に必要な最小限の収集を行っているところでございます。しかし、性同一性障害の方々に対する配慮として性別欄の削除が求められるなど、人権への配慮や社会情勢の変化等により、個人情報の収集についてもさらなる見直しが求められたところでございます。こ

うした中で、この規則改正は、申請書等の記載項目について見直しを図るということで設定しているものでございます。

議案としてはちょっとこれ自体はわかりにくいものでございますが、4枚ほどめくっていただいた25号議案関連資料、A4の横になりますけれども、こちらの方から具体的には申請書の改正になっております。

まず一番初めは八王子市教育委員会傍聴人規則でございますが、右側が旧、左側が新でございますが、男女の欄を削除するというものでございます。

次のページでございますが、これは文化財保護条例施行規則の中で、文化財の指定に関する同意書でございますけれども、これにつきまして、下の注意書きのところに、「様式中の印の箇所は該当しない事項をまっ消する」ということに加えまして、氏名のところの押印の欄、マル印についての説明を加えておまして、「氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます」ということになっております。それから、同じく文化財保護条例施行規則でございますが、これは、現状変更する場合の承諾書でございます。これにつきましても、左側の方の新しい様式の方で「自署する場合においては、押印を省略することができます」ということを加えております。

それから、姫木平の自然の家の使用申込書でございますが、これについても男女欄を削除したということでございます。それから同じように、これは教育委員会が発行する使用券でございますが、男女の欄を削除しております。それから、姫木平の自然の家の変更届書の申込書でございますが、同じように男女欄を削除、それから次のページのそれに基づく使用券と承認書についても男女欄の削除をしております。それから、同じく姫木平自然の家でございますが、使用料を返すことになった場合の還付の申請書も、同じように男女欄でございます。

それから、陵南会館の条例施行規則につきましては、使用申請書につきましては、職業欄と男女の欄の削除ということになっております。次に、同じく陵南の使用承認書の方でございますが、申請書と同じような削除をしております。それから、陵南会館の使用料減免・免除の申請書についても、同じように職業・男女についての削除、それから次の決定通知書についても同じでございます。

それから、郷土資料館の、これは集会等の利用申請でございますが、これも男女の欄を削除して、それから体育館の方の申請書、それから次のページの使用承認書、これも男女の欄を削除しております。それから体育館の使用料の減免の申請書でございますが、これは押印、

印の欄を省略してございます。

申請書の記載の規則改正については以上でございます。

名取委員長　　ただいま事務局の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

小田原委員　　これでいいと思うけれども、例えば統計を出すときに、男女とかいうようなものが求められるときにどうするのですか。

望月教育総務課長　　それについては、実際には答えられないことになろうと思います。

小田原委員　　その指標がないというふうな言い方で通していく形のものでいいのかどうかというのは余り考えなかったのでしょうかね。例えば姫木平の場合には、大人・子供だけで十分なのか、この利用者の。どうだろうな。

米山生涯学習総務課長　　姫木平につきましては、当然のことながら男女欄が必要なのですね。それについては、姫木平の方に宿泊者名を書いていただく欄は男女欄を削除していません。この条例部分だけ男女欄を削除させていただきました。

小田原委員　　では、大丈夫だという保証があるわけですね。

米山生涯学習総務課長　　はい。

小田原委員　　傍聴規則だけれども、住所まで削るのは何かあるの。要らないの。あった方がよくはないか、というのはありませんか。

望月教育総務課長　　今回の改正の趣旨が必要最小限ということの中で検討したものでございますが、傍聴人そのものは住所要件ということがないことから、一応最小限というところでこのようにしたということ聞いております。

小田原委員　　私がなぜそんなことを言うかということ、全国的に八王子市教育委員会を売り込もうと思っているのですよ。売り込もうなんていうのは言葉はよくないけれども、ぜひごらんくださいと。教育委員会の中身、こういう提案を含めて、八王子市の教育委員会の事務局ももっと開かれていっていいと思っていますからね。大体庁舎そのものが開かれているのだから。そのときに八王子市民だけではなくて、他区市とか他県とかから傍聴があったときに、住所を書いていただいた方が私たちにとって有効にならないかどうか。なくたっていいけれども、いかがですか。例えば立川市なんかはどうですかね。齋藤委員が行ったときに、喜んでいないのではないですか、きっと。

齋藤委員　　立川の教育委員会に私1回傍聴に行ったときに住所を書かされました。たしか傍聴カードに住所を書く欄がありました。書かされたという言い方はおかしいですね、書く欄

がありました。住所を書きましたら、「ああ、立川の方ではないのですね」というように聞かれました。「なぜ八王子の方から」というようなことでちょっと聞かれた経過もありました。それは別に私なんかは何でもないですけれども、それが嫌な人もいるのかなとか、やはり住所を書くことによって、なぜこの人が他市から来ているのだらうというようなところを思われるのを、こちら側の受けとめ方としてよしとするのか、書いた方が嫌と思うのかというのは難しいところだろうな、私にはちょっと……。私なんかは図々しいですから、別に住所なんか幾ら書いても何も嫌にはなりませんけれども、嫌な方はいるのかな。そのあたり突っ込まれるのが嫌だという人も中にはいるのかもしれませんが、もしかしたら。私も立川で書いたことによって、そういう質問を受けたことは事実ですね。

小田原委員 逆に、嫌がられたというより喜ばれたのではないですかね。

齋藤委員 わかりません、それは。喜ばれたのか嫌だったのかはわかりません。

小田原委員 削ったのを後から入れるというのは抵抗感がありますからね。

名取委員長 司会をやりながら申しわけありませんけれども、住所なんかを書いていなかったために連絡ができなかったとかということで、傍聴を希望する人に失礼やその他の不都合が起きないかどうかということですが、その辺はいかがでしょうか。

望月教育総務課長 その点については特に支障はない、リアルタイムと申しますか、何らかの形で連絡をとらなければいけないという要件というのは余り生じないかなというふうには思っておりますけれども。

齋藤委員 ちょっと真剣にいろいろと考えてみましたけれども、個人的な意見ですが、やはり私も住所を削る必要性はないような気がします、何となくね。やはり傍聴に来られる方はそれなりの高い意識を持たれて来られているでしょうし、住所を書いて困るような方が傍聴されていては逆にちょっと困るところがありますので。だからそこら辺は、年齢と男女のところは今回問題になっているわけですね。ですから、それに一緒に住所までカットする必要性はないのかなというやはり考えはありますね。残しておいてもいいのではないのでしょうか。

成田教育長 ちょっと私の方も、少しここで考えるところがございますけれども。この傍聴については、全庁的な部分でどのように整備されているのか、これをちょっと確かめてみたいと思っております。

齋藤委員 結論的には、検討するということですか。

名取委員長 よく全体を見て検討されて出していただければと思いますけれども。いかがで

しょうか。

成田教育長 委員長が今お話しされましたように、私たち、全庁的な部分で合わせた表記の仕方というような形にさせていただければと思っております。住所の部分につきまして、よろしく願いいたします。

名取委員長 ほかに。

齋藤委員 先ほど姫木平のことについては触れられましたけれども、私、同じような意見として、体育館の使用についてもやはり男女比率というものが後々資料として必要にならないかなと思ったのですが、やはり体育館の方も何か別な様式で男女の使用率というものを出せるような方式はほかにあるのですか。そこで削除しちゃうと……。

米山生涯学習総務課長 これは全庁的な流れの中で男女をできるだけなくせという中で、体育館は大分議論がございました。男女比がなくなると統計上非常に、今まで男女比をやっておりましたので、ほかの郷土資料館とかほかも全く同じなのですね。ただし、では男女比がなくても、入館者だけわかれば十分分析ができるじゃないですかと。あと一つは、職員が毎回見ていますよね。女性が多いとか男性。そのくらいで、男性何人、女性何人と細かいところまでデータが必要なのかという部分なのですね。ただ、教室とかなにかの申し込みの場合にやはり男女比が必要な場合には、そういうところは男女比が要りますけれども、これはあくまでも申請上の人数の把握だけですね、男女の。ですから逆に、スポーツ教室とかなにかをやる場合には、多少女性が多いのかとか、男女比とか必要な場合にはその申込書の中には男女を入れる、必要な場合には入れる、必要じゃない場合には入れないと。できるだけ入れない方向で考えておりますので。私どもとしては多少、ゼロとは言いませんけれども、比較的分析なんかをするに当たっても、一番重要なのは入館者という視点で見ますので、ですから余り支障がないと考えております。

名取委員長 齋藤委員、よろしいですか。

小田原委員 よくわからないですけれども。要するに施策展開を考えたときに後々困らなければいい。図書館はどうかとか考えたときに、図書館は借りる本で考えればいいのかとか、主婦層の何とかなんて考えなくたっていいのかな……。

望月教育総務課長 この申請書につきましては、これを書かないと一応要件を満たせなくて、例えば市民が要望するのにに対して行政側がサービスできないという関係になっております。施策を展開する場合に、いろんな手法が考えられますけれども、相手方に協力をさせていただいて統計をとるとか、調査をするということで捕捉する必要も出てくるかなというふうには

考えておりますけれども、この場合については、これを書くことの条件を付しているという制限を外そうというのが主な趣旨でございます。小田原委員がおっしゃったようなことについては、本当に今後、別途施策を展開する上での調査というのはしていかなければいけないというふうに思います。

名取委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第25号議案については、住所等、男女等、全庁的な取り組みを見た上で決定するというので、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、第25号議案についてはそのように決定することにいたしました。

望月教育総務課長 また報告させていただきます。

名取委員長 次に、日程第4、第26号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、中央図書館から説明願います。

西野生涯学習スポーツ部参事 第26号議案について説明いたします。

図書館におきまして、現在貸し出しをしている資料につきまして、実態と合わなくなっております内容の変更と、もう一つ、図書館利用登録証、先ほど議論のありました性別のところですが、そういった欄を削除する内容、この2件について改正をするものでございます。詳しい内容については遠藤課長補佐より説明をいたします。

遠藤中央図書館主査 ただいま上程されました第26号議案について御説明申し上げます。

本案は、障害者の資料の貸し出し件数及び期間の変更と、利用者登録証の性別欄の削除の2点でございます。

1点目は、障害者の資料の貸し出し件数及び期間の変更についてですが、朗読テープなどの障害者のための資料は、本1冊を音訳テープにすると2巻以上になる場合もあり、上限を5巻と巻を単位としており、本を冊単位として貸し出すことと実態として合わなくなっております。また、障害者が読書にかかる時間等を考慮し、貸し出し数量と貸し出し期間を緩和し、利便を図るものです。

2点目は、個人情報 の適正な運用を図るため、利用者登録証の性別欄を削除するものです。
以上でございます。

名取委員長　　ただいま中央図書館の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

齋藤委員　　前回の懇談会の中でも説明を受けていますので同じことの話になるかと思うんですが、やはりこの定例会の中でも議事録を残していくことにおいても、ちょっと心配したのは、貸し出しが全部出ちゃって　このこと自体はいいことだと思うのですよね。後また障害者の方が借りに来たときに、一部の方がどんと借りられるようになるわけですね、今回。そのことによって在庫がないという状況にならないように、そういう点字のものだとかこういうものは、やはり蔵書というのかな、その種類などを絶えずストックできるように、広くいろんな方がいつ来ても貸し出せるような状況にはしておいていただきたい。前回と同じ要望ですけれども、ぜひそのあたりはよろしく願いいたします。

遠藤中央図書館主査　承知しました。

名取委員長　　その辺、よろしく願いします。

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　　ほかには御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第26号議案については、ただいま説明されたように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　　御異議ないものと認めます。よって、第26号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長　　次に、協議事項、平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択についてを議題に供します。

それでは協議を始める前に、協議の方法はどのようにいたしましょうか。協議方法について御意見のある方がいましたらお願いしたいと思います。

成田教育長　　教科書採択の協議方法でございますけれども、採択要領によりますと、選定検討委員会の報告と調査研究資料などに基づいて行うことになっておりますので、まず、これらを十分に踏まえた協議をする必要があると、そんなふうに考えます。

また、各委員ができるだけ自分で選んだ教科用図書が表明できるように協議いたして、そして採択されることが望ましいだろうと、そんなふうを考えております。

具体的には、いわゆる教科、種目ごとに、検討委員会から検討委員会報告の説明を求めまして、それに関する質疑を多少時間をとっていただけたらと思います。そして、本日7月14日及び第2回目の7月28日の会議ごとに、予定の種目の質疑終了後には、各委員から無記名で、推したい教科用図書の発行者を選定していただいて、それを集計した上で、8月11日の定例会において、各委員の選考状況に基づいて1社に絞り込みをすればよいと、そのように考えます。その際は、全員一致であったり、あるいは過半数の推す種目につきましては具体的協議は省略することもできると思いますが、いかがでしょうか。

名取委員長　　ただいま教育長から提案がありましたが、ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　　ほかに御意見がないようでありますので、ここで確認いたします。

協議方法については、種目ごとに検討委員会の報告説明を受け、それに関して質疑を行い、当日予定している種目の協議終了後に各委員の無記名による意見集約を行います。その結果については、8月11日開催の第9回定例会の中で各委員の選考状況に基づき協議し、採択を行うようにしたいと思いますが、御異議ございますか。

齋藤委員　　先生方の御説明、委員会の説明を受けることはもちろん問題ないと思います。

それで質疑応答をさせていただくとして。きょう無記名で出すか出さないかは、その話の後もう1回、委員長の方から、無記名で名前を出すのか、きょうは保留にするのかというようなところも再度確認をとっていただけたらと思いますがどうでしょうか。

名取委員長　　ただいま齋藤委員から、説明の後、本日無記名で選考の状況の確認をするか否かということについては、保留という形も考えた上で説明を進めるということだと思えますけれども、いかがでしょうか、その方法で。

小田原委員　　事務的に特に支障は生じないだろうと思いますけれども。先週、調査報告書をいただいて、御説明いただかないとわからない部分も多々ありますが、それによって、きょうもう1回教科書を見直さなければいけないかなという可能性がかなり高いように私は今思っていますので、やってみなければやはりわからないというふうに思います。

成田教育長　　確かにこの採択につきましては、慎重にして十分、かつやはり各委員の責任のもとで採択すべしというふうになっておりますので、このところはお二人方の委員の御意見をちょうだいしまして、その辺もう一度、委員長の方から再度そこを御提案、お諮りいた

だいてよろしいかと思っております。手順についてさして大きな差しさわりのないだろうと、そのように考えます。

名取委員長 ではお諮りいたします。

ただいま齋藤委員から意見がありましたけれども、本日、無記名で選考状況を各自が提出することをまず1つの方法として考えて、御説明を聞きながら、もうちょっと必要性があるということであれば、11日に延期するということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 そういうことで、これから進めさせていただきたいと思います。

また、本日協議する種目は、「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「保健」の6種目を予定しています。

それでは、協議終了後に各委員の意見を集約するための記入用紙を一応配付していただけますか。この用紙は、8月11日の第9回定例会まで封印し、事務局で保管していただきます。

それでは協議を始めます。

まず、「理科」について検討委員会から報告願います。

柳村検討委員 ここに書いてあるものを読めばよろしいですか。

小田原委員 読まれたのでは困るので、私の印象としては、かなり具体的な部分と、それから教科によって、種目によって、それから恣意的というよりは、業者的な、あるいは判断があるのですよ。例えば、「理科」の最初を見ると「おおむね学習する」云々と書いてあるけれども、「おおむね」というのはどういうことなのかかわからないわけですね。「やや」とかというような言葉が出てくるので。だからそういう判断がほかのところではどうなのかとかというふうなのも含めて、3分とかの時間で短いかもしれないけれども、わかるように御説明いただければと思います。読むだけなら、あるから読まなくて結構です。

名取委員長 時間的にも余裕がございませんから、今、小田原委員の言われたことを念頭に説明、報告していただければと思います。

柳村検討委員 わかりました。

それでは東京書籍からいきます。

一番最初、内容の選択ということで、学習指導要領の指針に従ってどの教科も検定を通っているわけですから、内容的にはそんなに大きな問題はないと思います。ただ、その中で検討委員が検討したあたりを加えながらお話しをしたいと思います。

まず1番の選択のところでは、(1)(2)はそのままです。(3)のところあたりがちょっとどうかと思うのですが、学習指導要領では、光電池が出てくるのは4年生なのです。ところがこの教科書では3年生で扱っているというところがあります。ですから、4年生で扱う扱い方がいいかなということです。

それから4番目、キャラクターが非常に多いのです。ざっと数えてみたら6つぐらいキャラクターが出ています。非常に種類が多い。ですから、子供の学習意欲をちょっと削いでしまおうのではないかなという気はいたしております。

次に2番目の構成及び分量にいきます。一番最初のところです。主な単元配列は標準的で八王子でも十分使える配列になっております。ただ、今年度から発展的な内容というのが大分取り入れられたのですけれども、そこでちょっと厳しいかなというのがあります。例えば3年生の単元で、光を集めると温度が高くなりますよということなのですが、それを発電まで持っていくという事例が発展の内容として3年生であるのです。だからそこら辺は、3年生でまだ水の膨張だとか、それから電気の起こるタービンだとかそういうものをやっていないので、ちょっとこれは高度かなという気はいたしております。

それから2番、全体として説明の分量が多過ぎる。非常に文字が多いです。1年間に70時間しかない子供たちですので、そこら辺がどうかという心配はしております。ちょっと文字が多いのではないかと。

それから(3)、「たしかめよう」というところでは基本的な事項を発展的に扱っているのですけれども、やはりこれもちょっと分量が多いかなという気はいたしております。

次3番にいきます。表記及び表現。これも、さっきからお話ししてはいますが、ポイントが非常にわかるように実験の指示が書かれてはいるのですけれども、その内容が多いということです。印刷は見やすくてよいということです。

4番にいきます。これもさっきとつながるのですけれども、キャラクターとかマークが非常に多いのでちょっと子供にはどうかという気がします。ただ全体的な構成は、教員には見て非常にわかりやすい構成になっております。

(2)課題の設定から一連の実験方法まで、すべてが非常に懇切丁寧に書かれている教科書だと思います。それで、子供の自主的にやるとかそういうあたりが、余り丁寧過ぎて、そういうのがちょっとどうかという危惧はあります。

あと、印刷・装丁等はそこに書いてあるとおりです。

それから、地域性というあたりでは、おおむね八王子の風土また気候、そういうものから

見て大丈夫だと。アサガオとかヘチマなんかは十分ですよということでまとめました。

総合的な所見といたしましては、とにかく非常に分量が多い教科書だと思いますし、非常に中身も濃いですけれども、学習意欲とか能力の高い子には使いがいがある教科書かなというふうに思うのですけれども、ちょっと理解不足の児童には意欲をそいでしまうのではないかとというふうにまとめました。

あと、全体的な構成とか八王子の教科書として今使っているのとどうかということですがけれども、さっきもお話したように非常に詳しく過ぎるものですから、ちょっと学習の流れが決められて、子供の考えが生かされない面もあるのかなというあたりを心配しております。

次にいきます。大日本図書。

大日本図書の1、内容の選択、児童の発達段階ですね。これは今現在使っている教科書ですけれども、全体を見通した学習ができますということです。それから学習指導要領の内容が十分達成できるようになっていますということです。それから(4)のところですが。最初の導入の写真が大きくて、また身近な写真を使っているのも非常に興味を持ちやすいのではないかと、そういうふうに思います。それから、2番目の構成及び分量です。無理のない配列で発展にも深化が図られているということです。非常にバランスがいいのかなという気はします。それから、基礎的基本的事項が無理なく習得できるようにされて、軽くて分量が適切である。それから(3)です。コンパクトにまとめられて、発展教材のバランスも非常にいいのではないかと。多くなく少なくなく、基礎事項から発展事項への移りが非常にいいと思います。

それから3番目、表記及び表現ということで、記述が多過ぎず優しい。子供たちにとってはわかりやすい表現であるという気がします。それから写真の質がよい。写真も、ピントもきちっと合っていて非常に自然に近い写真が出ています。特に星の単元の色なんかは目に見えるとおりの写真だということで、理科の専門家も言っていました。理科をよく研究している先生がそんなことを言っていました。

それから4番、使用上の便宜。これは全体的に大きな問題はない。(2)のところですが。さっきお話したように、非常に写真が大きく、それから生活の中から入っているから非常に課題意識を子供たちも持つことができる、そういう点でいいのではないかと思います。それから全体的に、さっきの話ですけれども、自然に近い色で非常に明るい感じの配色になっています、全体的な感じがですね。それから(4)地域性ですけれども、3年生の「生き物」のところでは唯一蚕を発展教材として扱っています。桑の都八王子にはふさわしいのでは

ないかと思えます。ほかの教科書には載っていません。

総合所見といたしましては、そこに書いてあるように、知識理解も大切にしながら問題解決学習を進められるように配慮されています。また、表現技能も大切に扱って、構成もすぐれて、レイアウトも見やすい。児童も教師も使いやすく、すぐれた教科書であるというふうにまとめました。それから内容的にも、今までも使っていますけれども、さらにまた今までよりも内容的にもすぐれていて、興味関心を引き出す、そういう意味ではいいのではないかと。それから発展教材も多く取り入れられているし、それから現在理科室にある教材教具等も使いやすいだろうということです。

続きまして、学校図書です。はじめに内容の選択です。説明が丁寧であるが、やや理解しにくいところがあるということで、これなんかは3年生のところで、一番最初に学習する「かげと太陽」というあたりですけれども、もう一時に氷をはかったり、地温をはかったり、工作をしたりということで、一遍にいろいろなことをやるあたりで、ちょっと困難性があるのではないかということです。それから(2)、ちょっと導入のインパクトが弱いかなというような気が、そういうことで児童の意欲を引き出す配慮に少し欠けているというふうに思えます。それから、そういう意味での児童の興味、関心を引き出す工夫が欲しいということです。

それから2番にいきます。構成及び分量。

3年生の「かげと太陽」それから「光であそぼう」というのが1学期、それからまた2学期の後半になっているのですね。ですから、ここは2学期あたりの近い関係で、「かげと太陽」をやったら今度は光をやるというふうに一緒にくっつけた方が、続けるということではなくて、近い位置にやった方がやりやすいのかなと思います。それから4年生の物質を扱う単元では、これは水の変化ですね。フラスコに入れて、水蒸気になって、それから冷やして氷になるという、そういう三態変化を、この教科書では先に扱って、それから後いろいろなものの熱の伝わり方やかさがふえるとかそういうことをやっております。ですからそれを逆にして、三態変化は一般的なもの、物質的なものの理解をやって、それから後にやった方がいいのではないかというふうに思えます。それから6年の水溶液の性質は、水の反応は気温が低いとよくないので冬ではない時期を。そういう意味で、もし八王子でやるならやはり配列を変えた方がいいのではないかと。それぞれ学校で配列を変えてやらなければいけないかなと思います。それから(3)発展的なものとしては、この教科書の特色ですけれども、非常に読み物が多いです。科学読み物とか科学物語、そういう感じのものが多くて、そういう

点では特色かなというような理解をいたします。

それから3番、表記及び表現ということで、この点は書いてあるとおりですけれども、星空の写真がちょっと実際と違うかなということが指摘されています。同じ日の1時間ぐらいしか変わらないオリオン座の写真なんかも、感じとして、後の方が色が明るかったり。だからそういうあたりはちょっと違うかなと思います。

それから4番、(1)はそのとおりですが、(2)ですけれども、この教科書は単元の最初から課題を与えて、このような課題ですよ、次はこうですよ、こうですよと、子供の興味、関心、意欲というのを余り最初から出さないで、1つの流れを規定しているのですね。そういうところがあります。それからあと、この教科書は1冊、普通は上と下と分かれるのですけれども、1年間で1冊ということで、見通しを持てますけれども、持ち運びがどうなのかなという気がします。それから3年生の昆虫ですか、ツマグロヒョウモンという蝶はまだ八王子には分布していないということです。発展教材にはなっていますけれども、これはまだ分布していない。

総合的な所見は、そこに書いてあるとおりですけれども、読み物が非常に多いということが特色ですけれども、もう少し実験教材とかものづくりとか、そういうあたりのものが欲しいなというふうに思っております。それから、最初から一連の学習の流れを規定しているので、児童の関心や意欲を引き出すのがもう少し工夫をしていただきたい。

教育出版にいきます。

一番の内容の選択。(4)のところですか。キャラクターに鉄腕アトムを使用して、本の書き出しで使用しているのですけれども、中身は余り鉄腕アトムと関係ないかなというところもあります。例えば「学習をふりかえろう」というところは余り吹き出し等も関係ないし、ちょっと使用意図がわからないというふうに思います。

それから2番の構成及び分量です。これは、三態の変化、さっきお話ししたとおりです。逆にした方がいいのではないかと。

それから3番、表記及び表現というところで、非常に活字のポイントを強調したりしている面もありますけれども、何か全体的に見づらい感じがします。「星」の写真の色が、ちょっと実際子供が見えるのと教科書と違うのではないかとというふうに思われます。

それから4番、(4)地域に対する配慮が見られないということですが、ヘチマの発芽は、これは4年生ですか。4月になっていますけれども、もう少し遅くしないと八王子では芽が出ないのではないかとということがありました。それから昆虫、3年生ですけれども、

2学期の2番目に扱う単元になっているのですけれども、だんだん寒くなって昆虫もいなくなるのではないかと思います。

それから総合的な所見です。(2)です。さっきからお話ししているように、ちょっと八王子の気候・風土と合わないところがあって、各学校で使うときには単元の入れかえ等が必要ではないかなということです。

最後に啓林館です。

1番の(1)子供にとってなじみのないものからずっと学習が入っていきまして、何か自分たちの実態とか、実感というあたりがなかなか、ほかの単元も感じられないということでもあります。それから(2)です。これもさっきの教科書と同じように、単元の最初に課題を全部与えてあって、子供が考えてやるにはちょっとなかなかならない。それから

(4)キャラクターとか挿絵が非常に多くて、そちらに心を奪われるのかなという気がいたします。

それから2、構成及び分量でございますけれども、ここの中で特に(3)です。補充教材とか発展教材、こういうあたりは「理科の広場」とか「自由研究」ということで非常に工夫がされているのではないかなというふうに思います。

それから3番、写真が非常に少ない。また、写真が不鮮明、ピントが甘いのが非常に多いです。ですから非常にアンバランスな感じがいたします。また、写真の方がわかりやすいのに絵でやったりしています。写真の方がわかりやすいですけれども。そういうところもあります。

それから4番の使用上の便宜につきましては、(2)の、さっきもお話ししたように子供が主体的にやるということが非常に不十分、そしてまた実験結果の取り扱いが非常に弱いのではないかなという気がします。実験の結果の取り扱いも子供の作品で大体が終わっている。それから写真に、これは例えば夏の植物というときに、何々市のどこの場所ですという、余り理科とは関係のない地域名が結構たくさん載っているのです。そういうところは不要ではないかなというふうに思います。

それから最後の総合所見としては、なかなかやはり子供が問題解決的な学習に取り組むためには工夫が十分ではないということです。それから、さっきも言ったように実験の結果が弱いとか、それから課題の選択が少ない、それから非常にレイアウトも甘い感じがいたします。そのようなことで、ちょっと西日本の感じの教科書かなというふうな感じがしました。

以上ですが、よろしいでしょうか。

名取委員長　ただいま検討委員会の報告が終わりました。

「理科」について御質疑はございますか。

小田原委員　例えば、教育出版でヘチマが4月だと言ったけれども、ヘチマがほかの教科書は4月じゃないところで扱っているかどうかというと、ほかのところも4月に扱っていると思うのですよ。だからそういうところはどうですか。同じ人たちが見ているわけだけれども、今指摘されたようなことは、ではほかの教科書ではどうなのかというようなことがやはり欲しいのですけれども。ツマグロヒョウモンなんていうのは特別だと思うのですよ。これは八王子にはいないから、だから地域性がないという話ではなくて、ツマグロヒョウモンがいなければ、ミドリヒョウモンは八王子で見られますよというふうに言えばいいわけだから。これは全国向けの教科書だから、何も全国にいるのを挙げなければいけないということではないと思うのですよ。ほかの教科書もいろいろ言っているところで、ここだけ悪いというわけではないでしょう。ほかのところも同じことは言えませんかというのが幾つかありますけれども。

柳村検討委員　確かに入れかえしたりすれば大丈夫だと思います。今使っている教科書はある程度そのままずっと流していければ、そんなに問題はないというような、使い勝手がいい教科書ですよというようなことはあります。

小田原委員　もう1つ聞かなければいけなかったけれども、今、大日本を使っているわけだね。大日本を今使っているから今のを使えれば良いという話なのか、あるいはこれを変えられると、先生方というのは、ほかの教科書の方が、こっちが良いですよと言ったときに戸惑うというか、やりにくくなるというのか、そういうことはあるのですか。これじゃない方がよいよもしなったときに、とてもやってられないみたいな話が出るものですか。

名取委員長　理科だけじゃないですね。全教科にわたってということでお答えしてください。

福田検討委員　今現在、我々は理科で検討していますので、いかようにでも単元を入れかえたりとか、そういうことはできますけれども、小学校の先生は教科書を材料にしますので、やはりそれに準じてやりやすいというか、やっていけるものという意味でいいのかなというふうに、そういう意味です。だから工夫すればどの教科書でもできなくはないと思います。

成田教育長　今ヘチマのお話が出てきましたけれども、ヘチマについては3社で扱っているんですよね、4年のヘチマは。ですから、それらの実質的なお話がちょっと出たものですか、啓林館についてのヘチマが特別なのかなというふうにやはり私も思いましたが、啓林館はヒョウタンが載っていますよね、ヘチマじゃなくてね。それからもう1つは、大日本図書

の方を現在使われていますと。そういう中で、主たる部分について、4年ではヘチマも扱っていたようですが、ツルレイシも扱っていますが、これについてはどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

柳村検討委員　　今までの実践等を見て、先生方もツルレイシを確かに使っているのですけれども、八王子では問題ないというようなことです。大丈夫というか、生物教材には全然問題ありませんということです。この大日本の教科書に関しては、です。

名取委員長　　ほかに御質問、御質疑ございますか。

齋藤委員　　今回、本当に私は一市民として真剣に久々に教科書を読ませていただきました。大したものだなと思いながら、感心しながら、自分の勉強のためにもいろいろ読ませていただいたのですが。

我々現役のころにはまずなかったこととして、全社そうですが、コースが分かれますよね。例えば発生のあたり、5年生あたりで、メダカのコースとヒトのコースが必ず分かれてくる。その分け方に力が入っている教科書と、あっさりと分けているところとあるような感じがしたのです。これはちょっと私、素朴な疑問ですけれども、先生方の教え方として、例えばクラスの中でメダカのコースを選ぶ子とヒトのコースを選ぶ子を別々に分けて両方教えていらっしゃるのか、いわゆるメダカのコースをやったらヒトのコースはやらずに、学校として、どちらかの方として片方は捨てて進めていらっしゃるのか。その分け方が非常に充実している教科書とあっさり分けているところがあるような感じがしたのですね。どういう教え方をなさっているのか。発生でメダカとヒト、あと重りの振れ方と衝突、それから大日本で言うと火山と地震とかというふうに分かれてきますよね。これはどちらか好きな方を選ぼうとなっているのですが、実際どういうふうに進めていらっしゃるのかちょっと教えていただけたらと思います。

柳村検討委員　　私の学校では、発生ではメダカをやっております。そっちの方はもうやらない。子供の実態を見て担任の先生が決めるという形です。そして、あとはまた余裕があるというか、そういう子は発展としてそれはやるかもしれませんが、とにかくどちらか一方でやっておると。

齋藤委員　　それは、先生の方は学校でということでしたが、どこの学校も皆さんそういうやり方なのですか。例えば、1組で10人はヒトのコース、10人はメダカのコースというのを選んで、両方ともその先生がやられている学校もあるのですか。

柳村検討委員　　それはちょっと、担任としては難しい……。

齋藤委員 相当苦しいですよ。両方をすごく詳しく書いてあるものと、あっさりこうなっているのがあるけれども、やはりどの学校もどちらかに選んでいるということですか。

柳村検討委員 それはちょっと私わかりませんけれども。

名取委員長 ほかにも。

小田原委員 説明書きの分量が多いところと、写真とかが多過ぎるというような話があったんですけども、今お話を伺っていると、教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるというのが主だというお話でしたが。きょうは細野委員は欠席ですが、細野委員が特に言われるのは、教科書のレベルの問題をされるのです。説明が多いということはレベルが高いということになるのか、あるいは70時間だと、それを読むのに時間がかかってしまうからちょっと無理だというふうになるのか。説明があった方が、むしろ70時間という時間数が限られているのであれば、これは後で読んでおいてということにも使えるのではないかということも考えられるけれども、そこら辺はどういうふうになっていますか。

柳村検討委員 やはり最終的には、そのクラスの子供の実態だというふうに思います。ですから、例えば言語的な力が不足して、漢字を読むことからしなければいけない場合もあるかもしれないし、また、今持っている言語能力である程度ずっと読める場合もあるかもしれません。そこら辺が無理なくということがいいのかなという感じを私は持っています。

小田原委員 その問題というのは非常に抽象的だけれども、実態としては、やはり説明なんかは少ない方がいいということになるのですか、八王子の子供たちに対しては。

柳村検討委員 八王子にも山の子もいれば、都心の子もいれば、また団地の方もいますし、非常に難しいところはあるかもしれないですね。一概に八王子の子供、というくくりは厳しいなという気がします。私の学校で見れば、日ごろの子供たちの生活環境、そういうあたりから見れば、やはりどの子にも読んでわかりやすいのがいいのかなという気がします。足りないところは先生が指導力で補う、そういうことだと思います。

成田教育長 理科についても、特に理科が嫌いな子供、理科離れとかという言葉もありますけれども、理科が好きになってほしいと思いますから。理科が嫌いな子供というのは、実験をやってもただそっと見ているというような部分もあるかと思うのです。そういう中で今後、理科というのは主体的な学習、そういう学習への機会というのが、この教科書でもっていざなっていけるような部分というのがとても大事だろうと思うのですが。そういう視点から見たときに、やはり1人でも考えられると、あるいは共同で、グループでも問題解決に向かった方がいいよとか、そういうようなことを示唆している、あるいは友人と協力しながら実験

をやる、そういうのって、理科っておもしろいですよと、そういうようなものが啓発できるような部分というのはどの辺の教科書があるか、数社かなにか挙げられますか。

柳村検討委員 具体的に挙げてよろしいですか。

名取委員長 どうぞ。

柳村検討委員 私たちの委員の中でいろいろお話しをした中では、やはりさっきから報告しているように大日本図書が一番いいのかなというふうなことです。どちらかといえば、理科の得意な先生には、意見がいろいろあるかもしれない。また、なかなか理科が不得意な先生も中にはいるかもしれない。けども、どの先生がどのようにやっても、ある程度一定の力は子供たちにつけさせることができるのではないかなというふうに思います。

小田原委員 気になるけれども、今の教育長のお話から言えば、実験とか観察とかが多いのがいいだろうというふうになっていくと思うのです、答えとすればね。そういうような観点でいけば、そういう実験・観察等が多いとか、あるいは理科が普通並み以上にできる、得意であるということであれば、教科書の中身とか説明が盛りだくさんの方がいいだろうというふうになると思うのですよね。子供たちに共通の目に触れる部分が多い方がいいだろうというふうには言えるけれども、それをどう使っていくかというのは教員の能力によると思うので。ではどちらがいいかといったら、そういう点でいえば扱う中身が少ない方がいいという、そういう先生も出てくるのではないですかね。

名取委員長 ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員 やはり最終的に決定するにはいろんなことを教えておいていただきたいのですけれども、3年生の昆虫のこと、育ち方のところで完全変態とか不完全変態というのを使っているのは1社だけですよ。会社によって、こういう言葉を使うところと使わないところというのがあるということになってくると、去年まではこのことを教えていたけれども、教科書が変わったことによってこの言葉がカットされるという現実が出てきますよね。そのあたりは、やはり今現在使われている大日本図書だけが、このサナギのところの完全変態と不完全変態というのを取り上げているのですよね。恐らく今現在はこのあたりを教えていらっしゃるでしょうけれども、教科書が変わってしまうとここが出てこなくなってしまうけれども、そのあたりやはり御苦労というのは現実的にありますか。この内容の細かいところですけども。

福田検討委員 それぞれその先生の持っている力量というか、そういうことに影響されると思いますけれども。言葉ではなくて、内容的なことを理解して、それを言葉で言えば完全変

態とか不完全変態という言葉が出るということで、そういうことは今までもありますし、これからもあると思うのですね。必ずしも言葉だけ知っているということではなくて、内容的なものをやはりきちんと伝えていく方が大事だと思います。

あと一言つけ加えさせていただきますけれども、先ほど小田原委員が言っておりましたけれども、要するに問題解決学習が大事だということで、できるだけ子供が主体的に学ぶようなことがやりやすい教科書がいいのではないかなと。説明がたくさんあるということについては、確かに力量のある先生はそれをうまく使うかもしれませんが、苦手な先生もいますから、そういう先生が見ると読んでおしまいとか、それこそテレビを見ておしまいということもままあるわけですが、実体験をしないでテレビを見ておしまいとか、そういう意味では先生の問題かなと思います。説明を読んで理解させるみたいな、そういうことも多少程度はあったようでございます。その先生によると思いますけれども。実際上は、いろんなことが本としてすべて網羅的に無理なく入っていて、だれにでも料理できるということが、そういうことが大事だと思います。

小田原委員　　今の話でいくと、力のない先生を基準にしてはいけないけれども、説明がなければそれこそ何も触れないでというふうになってしまう、そういう心配がむしろあるのですよね。だから子供たちもそうですし、先生方もそうだけれども、どこに視点を当てていくかということの場合には、やはり私は常々言っているのですけれども、確かな学力じゃなくて、学力が確かに定着するということを考えていくと、この教科書の中身を全部理解する、あるいは学習指導要領が言っているものを100%理解していくことが望ましいだろうと思うのですよね。そうすると、それをさらに超える部分があって、120とか150とかあって100%というものができていくものだろうというふうに思うので。難しい部分がある点で嫌われている部分もありますけれども、そういう私の観点から言えば、発展がたくさんあったり、いろんな部分までも言っているかもしれないけれども、説明があったりしているのはいいかなということをお聞きしたわけですが、

名取委員長　　ほかに。よろしいですか。

成田教育長　　これは質疑にだけと私、先ほど提案したものですから、よろしいですか、もう少し。

名取委員長　　どうぞ。

成田教育長　　私、どうしても理科が好きな子供を育ててほしいと思っていますし、また、そういう子供を育てるには、先生方自身が理科を好きになっていただかないとというような部

分があるので、先生方が使いやすいというような部分とか、これからも発展教材というのは、やはり私は広げていっていただきたいと思うのですが。

その中でも、子供の身近な生活に結びついた、そういう資料がこの教科書の中に載っているかどうかという点で、ただいま委員さんの方から御説明をいただいていたところですが、委員会の方で御推薦の会社のようなところもありましたけれども、もう1つの視点は、私この理科の教科書の、随分違うなというふうに思ったのは、キャラクターもありますし、いろんなものを登場させながらも、やはり主体的な学習を子供にどういうふうにさせようとしている教科書なのかというような部分を考えて、今記述の量の多さとか少なさがありましたけれども、やはり1人1人の主体的な学習への機会、これが目にも触れ、あるいは書き出しにもありというような部分で検討していきたいなというふうに思っております。

名取委員長 ありがとうございました。

小田原委員 大日本で「桑都八王子にふさわしい」と、蚕は3年ですか。この蚕を扱っているのは3年の大日本だけでしたか。

成田教育長 ありますよ、もう1つ。教育出版、蚕入っていますね。

小田原委員 見たけれども、これだけじゃなかったと思うのですよ。

名取委員長 ほかにも入っていますね。

小田原委員 私「桑都八王子」というのは好きですけども、ほかにもある。ここだけが強調されるのは違うだろうと思います。

成田教育長 委員がやはり、この大日本図書の蚕というような部分について説明していたものですから。私もここしかないのかなというふうなことで見ましたら、教育出版にも出ていました。しかし扱いが、大日本図書の方が、学習指導要領の方からも、発展として2種類ないしは3種類の中から選ぶというふうになっているけれども、教育出版は4種類というふうにかなり多いものを出しているのですね。そういうような点から考えてもこの扱いは慎重にした方がいいかなというふうに思います。

名取委員長 最初の種目だったので、ちょっと時間がかかったのですけれども。全体にかかわるようなところも出ましたけれども、よろしいですか。それでは、ありがとうございました。

次の種目に移ります。

「生活」について、検討委員会から報告願います。

岡島検討委員 生活の方は9社ありますので、1社2分でしゃべっても、それだけで20分

近くかかりますので、はしょって説明させていただきます。

まず、東京書籍です。

現在、八王子市は東京書籍を使用しております。前回から使っておりますので、それなりの内容が含まれているかと思えます。ただ、継続活動をする単元数というのが、当局の方でも調査していただいたわけですが、そこがゼロという部分で、もうちょっとやはり継続活動するような単元数をふやしてもらった方がいいのかなとも思っております。そのかわり、春まきの植物の種類は18も扱っております、これはほかの社よりも多く含んだものから子供たちに選択できる可能性があるのではないかと。

3番のところに、マンガ的なイラスト、マンガがかなり大きいです。見ていただくとわかるのですが、目が極端に大きくて、いわゆるマンガ的というのが、調査委員がかなりそれを指摘していたのですが、ちょっとこのイラストが気にはなっています。印刷は大変鮮明です。

4番目に、使用上の便宜といたしまして、今回9社の中で2社だけが絵本版の大判になりました。これは今回から初めてですが、大判も随分議論の対象になりまして、大判になって、今の1年生、2年生が使いやすいのかどうか。実際子供の机の中に道具箱のふたと道具箱の本体と両方並べて中に入れて、片方は教科書を入れて、片方は筆箱だとか、色鉛筆だとかそういうものを入れているのがほとんどの学校なのですが、実際にその道具箱に入るかなということを実験もしたのです。ぎりぎりには入ります。ランドセルにも入るか、ランドセルも持ってきて実際に確かめて、ランドセルにも入ります。ただ、やはりほかの教科書の大きさと違うので、ちょっとそこら辺の扱いが子供たちにとってはどうなのかなという疑問が随分投げかけられております。また、子供たちの児童机はそんなに大きくありません。大判の教科書を見開きで開くとかなりのスペースを使うのですね。ほかに筆箱だとか、あるいは観察カードだとかいろいろ置きますとその大きさがちょっと心配なところもあります。そういうところが大きく東京書籍の変わったところ。一応検討委員会の調査委員会の中では、ちょっと大きいのは難色があるなというところ。公共施設の種類を22と一番多く載せてあったりとか、全体的には充実しておりますけれども、やはり今までと変わって大判になったこと、それとイラストが今までのイラストとは大きく変更しているところが東京書籍の気になるところです。

次にいかせていただきます。次は大阪書籍です。表題は「大阪図書」になってはいますが、間違いですので、済みません、訂正しておいてください。「大阪書籍」です。

大阪書籍ですけれども、巻末の方に「まなび方ハンドブック」というのがありまして、これを切り取って使用できるような工夫がなされております。ただ、教科書の厚さを見ますと1年生の分量がとても少ないのです。それから、上下2巻に分かれていますけれども、下を1年の秋から始める、そういった変則的な構成になっているので、それはどうなのかなと、やはり生活の調査部会ではかなりの論議になりました。やはり1年で1冊が終わって、2年で最初から使えた方がいいのではないかなと。生活科は1年、2年通して2年間で継続して学習する教科ですけれども、やはり途中で担任もかわることもありますし、いろんな意味から、やはり2年から新しい教科書という方が使いやすいのではないかと、そんな論議がなされました。

あと、この大阪書籍も継続活動する单元についてはゼロということで、もう少し継続活動するような单元がたくさんあった方が、子供たちは興味・関心を持っているんな意味で学習活動ができるのではないかと。

この大阪書籍も東京書籍と同じように絵本判の大判になりました。これは先ほど東京書籍のときにお話ししましたので割愛させていただきます。

そんな形で大阪書籍の説明は終わります。

次に大日本図書です。

大日本図書も同じように継続活動する单元が少なく、ゼロというのが気になる場所ですけれども、子供たちは大変虫が大好きで、生活科で虫をいろいろ集めてきたりすると、本当にいろんな意味で生き生きとしている子供たちの活動状況があります。この大日本図書は虫の数は6種類扱っておりまして、ほかの社よりも最も多いところなんです。また、4番目に「両開きや薄く透ける紙を使うなど工夫が見られる」というぐあいに記述してありますけれども、これもほかの社にはないところで、薄くトレース紙みたいな形で透けていまして、それをめくると家の中とか、商店の中とか、スーパーマーケットの中がいろいろ見えるという、今までは外側しか見えていなかったのが、それをめくると中が見える、そんな工夫がしてあって、これは子供たちなかなか興味・関心が高まるのではないかと。これはほかの社にはない工夫だと思います。また、写真が大きいのもいいのかなと思います。

次に学校図書に移ります。

学校図書も、同じように「ものしりノート」というようなものがありまして、やはりそれを読むと工夫や発展につながっていく、それはいろんな意味で、子供たちにとって興味・関心を引き起こすところなんですけれども。

1つ誤りがあります。使用上の便宜というところで、調査委員が書いてきたのをこちらが確かめずに書いてしまったので、申しわけありません。4番の使用上の便宜というところの(2)です。「大きな写真の方が学習が進めやすい」、これはいいですけども、「下巻には目次がない」というところで、実際は目次がありますので、失礼いたしました。訂正してください。

それから、「必要でない写真・絵が多い」というのを使用上の便宜のところに記述させていただきましたが、やはりちょっとこの絵は要らないかな、この写真は要らないかなと。例えて言いますと、青森県のお祭りの写真が2枚出ているのですね。青森県の「ねぶた」と「えんぶり」というお祭りが下の方に入っています。なぜ同じ青森のお祭りが2つも生活科の中に必要なのかなと思うようなところもあります。やはり生活科はそんなに何々県の何とか、何々県のお祭りとか、そこまでは必要ではないのかなと思います。そんなところがちょっと学校図書に見られたところです。キャラクターが吹き出しで解説をしたりしているので、そういうところはとても使いやすいところです。

次に教育出版です。

教育出版はとても資料のページ数が豊富です。9社の中で、54も資料がありまして、これは最も多くあります。特に虫と水生の生き物の種類はほかの社よりも最も多く出ております。この辺は子供が興味・関心を高めてもらえるところかなと思います。

ちょっと気になりますのは、やはり上巻と下巻の量が違ったり、あるいはちょっと理科的な感覚がなきにしもあらずかなと思います。また、巻末には「生活科図鑑」、途中には「もっともっと知りたいな」とかそういうものがありますし、漢字にはしっかりとルビが振ってあって、この辺は小学校1・2年生には使いやすいなというふうに思います。

次に光村出版です。

光村出版は、1番の内容の選択のところにもあるのですけれども、説明や問題がところどころに配置されているのですけれども、表現が生活科的ではなくて国語的です。あちこちで国語的な扱いをしているので、ちょっと子供たちがその辺、戸惑うのではないかと思います。

ただ、人とかかわりということが生活科ですごく重要視されているのですけれども、身近な場所の種類なんかが出てくるのは35ありまして最も多いです。また、秋まきの植物というのは各社とても少ないのですけれども、光村の方は、秋まきの植物の種類を9つも扱っており、これらはほかの9社よりも多いです。ただ、装丁が右とじて縦書きなのですね。先ほどの国語のイメージがあるというふうに話をしたのですけれども、ちょっとやはり縦書きで

文字も小さいために1年生なんかは読みにくいのかな。また写真等もちょっと古い感じがしますね。何か現代の写真というよりも、やや古いかなという感じがします。また、表紙もちょっと生活科というイメージの工夫が欲しかったなというぐあいに思います。

巻末には紙飛行機にするページがついているのですが、この紙飛行機は何でここにしているのかなと、私は何回も見直したのですが、この紙飛行機のついている意味がよくわからないままこの教科書を検討したという形です。光村出版は以上です。

次は啓林館です。

啓林館の内容の選択の(2)に書きましたけれども、植物を育てる部分が一番少ないです。春まきの植物は、ほかはもっとも多いですけれども7種類、秋まきの植物は2種類ということで、ちょっと植物関係がこれでは少な過ぎるかなと思うんです。また、1年生では扱わない何センチというのが出てきまして、巻末に「生き物図鑑」とともに物差しもついていますけれども、その物差しで、例えばアサガオの葉っぱの長さをはかったり、花の大きさをはかたりしなさいということだと思うのですが、そこで何センチというのが出てしまうと、まだまだ1年生の初期の段階で、そのセンチがわからないために苦労する子も出てくるのではないかと、ちょっとそんな危惧があります。

また、巻末には「わくわく図鑑」というのがあるので、大変資料が豊富です。ただ豊富過ぎて、ごちゃごちゃしてちょっと見にくいなというところがあります。ただし、啓林館は継続活動する単元数が7つもありまして、ここが一番ほかの社よりも多く、また虫の種類も6種類もありまして、ほかの社よりも多い、そこはとてもいいところじゃないかと思えます。啓林館は以上です。

次に一橋出版にいきます。

一橋出版ですが、ここもちょっと国語的です。文字を知らない児童が扱うには文章が長く続いたりして、最初から「嫌だよ」というような形で声が挙がってきそうな教科書です。やはり子供の興味・関心を高めるような工夫がもっと欲しいなと思えます。ただ、3番にも書いておいたのですが、読み物としてはとても楽しいですが、言葉が難しくて長いし、また写真や絵がちょっと古いイメージがあって、全体がちょっと暗いという感じがしております。ですから、国語としてはいいのかもしれませんが、生活科としてはどうかなという疑問を投げかけるような検討でした。

次に日本文教出版です。

文教出版は1番にも書きましたけれども、とても写真が生き生きしているのですね。昆虫

の写真など、ほかの社よりも一番鮮明に出ている、何か勉強したいなという、そういった活動意欲を沸かしてくれる写真が多数あります。また、1番にも書いてありますけれども、「こまったカード」とか、あるいはビンゴをうまく工夫して、こういうふうに行って赤い葉っぱを探そうとか、何とかの黄色いを探そうとか、そういったいろんな、ああそうかこんなことに注目して公園に行って活動すればいいのかな、というヒントがたくさん教科書の中にあります。これは教師にとってとても助けられる内容ですし、工夫だと思います。

また、2番の構成及び分量に書いてありますけれども、平仮名書き表記をして、秋にはちゃんと片仮名表記を導入しておりますし、下巻では、1年生で学習した漢字をしっかりと使って、ルビもふってありますし、これは国語の発達段階に即した生活科の教科書になっているというのが目につきました。

それから、見開きのページで、山折のページというのを入れたのですね。そして種子から発芽までが一目瞭然で、何の種子、何の発芽、何の花というぐあいみんなわかるようにすぐよく工夫されております。また、点字ということも体験的にさわられるような形も工夫されてありますし、また、「ポケット図鑑コーナー」というような資料がたくさんありまして、いろんな意味で工夫されているな。特に感心したのは、安全や衛生面の配慮箇所が36カ所もあって、ほかの社よりも断トツにこれがすぐれていますね。やはりいろんな意味で安全や衛生、それが生活科に求められるところですので、この教科書は、ほかの社よりもいろんな意味で工夫がなされている教科書だと思います。

以上、早口で9社説明させていただきました。以上です。

名取委員長　　ただいま検討委員会の報告は終わりました。

「生活」について、御質疑はございますか。

小田原委員　　今の文教出版のお話だけでも、例えば写真は生き生きしているというお話ですが、この「生き生き」というのがよくわからないですけれども。逆に光村だとか一橋については「古い」というのがありましたね。大阪については「生き生きとしていない」と書いてあります。その基準というのかな、判断はどこにあるのですか。

干臺検討委員　　そこに写っている写真が、子供たちがいかにもやりたいという、にこにこしながら取り組んでいる……。

小田原委員　　それは、ほかの教科書でもそうですよ。子供たちがにこにこしている。だから、生き生きというのはどこで生き生き、古い新しいというのは、どこで古い新しいということなのかということを聞きたい。それは人の受けとめ方によりますね。そうじゃなくて、客観的に古

い新しい、生き生きしている、していないというのがあるのかということをお聞きしているわけ。どこで線を引いているのかということを知りたいわけです。

干臺検討委員 感覚の問題もありますよね。

小田原委員 感覚で言っているわけですか、そうすると。

干臺検討委員 感覚の問題もありますけれども、我々が教科書を見て、おもしろいなと思って見て、さらに子供たちの笑顔が写っていると、ああいいなというふうに判断するわけですね。

小田原委員 私のような顔なんか余りないですよ、1・2年の子どもに。ほとんどの子どもは目が輝いていて生き生きしていると思いますよ。だけど、ここのところだけ生き生きというのがね。そこをお聞きしたかった。大体わかりましたけれども……。

岡島検討委員 教科書を見ていただくと、例えばザリガニのこういうハサミを上げている写真ですが、そんなところを見るとほかにはない、ああこれはザリガニをつかまえて僕たちも観察してみたいなという、1年生や2年生のそういった感覚を大事にしたいと。

小田原委員 躍動感かな。ほかのところでも、これは例えば雲でも海でも、これを見ればこれはというふうに、人によって違ってしまうというのはちょっと若干……。

それともう1つ、委員長がいいと言っているからお聞きするけれども、この平仮名や片仮名、漢字というのは、ほかの教科書も言えますよ。これだけかといったらそうじゃないですよ。だけど何でここだけ言うのか、ここもわからないですね。

岡島検討委員 ほかのはルビが振ってあったり振ってなかったりとか……。

小田原委員 例えば大阪とか東書を見ていただきたいですけども、ルビ振っていないのかといったらルビ振ってありますよ。

岡島検討委員 片仮名が出てくるときに片仮名を出すとか。やはりその辺は国語で習っているのを基準にきちとこう……。

小田原委員 これだけではないのではないかなということですよ。ほかのところのそういうふうな配慮をしているものも触れていいじゃないかと、勧めるのであればね。わかりました。

もう1つよろしいですか。国語、お嫌いなようだけれども、いつだか早稲田大学の先生が、すべての学問の基本は文学であると言っているのですよ。文学であると言うから、いささかそうだろうかと思うけれども、言語である、言葉であると言えばそのとおりですよ。何で理科、社会じゃなくて、生活になっちゃったかということ考えたときに、その国語を嫌う根拠というのは何だというふうになってきますが。今の早稲田の先生じゃないけれども。国語

は重視しているわけだよ。国語で習った言葉を生活にも連動してくるというのだから。だから、ほかがそういうことを配慮していないかという、私は配慮していると思いますよ、すべての教科書で。これだけの有名な先生方がやっているわけだから。

岡島検討委員　　このページをぱっと見ただけでも、これは何の教科書といったときに、生活ですよ。まさに生活だと。ぱっと見たときに、いろんな人に聞いたら国語と答えるのですね。

小田原委員　　国語でいいですよ。国語なんか、私が言っているのは、原子力から何とかまでと言っているわけだから、国語は。国語はすべての生活を一手に引き受けているものだと思いますから。だから国語なら国語はどうかという話になるとまた危ないからしませんけれども。

もう1つ、片仮名とか平仮名とかいろいろ出てくるけれども、小学校1年生の物を書く、あるいは読むというレベルはかなり上がっていますよ。1年生で英語やるでしょう。もうそういう時代ですよ。平仮名、片仮名というのは抵抗する話じゃないだろうとは思いますがけれども、いかがでしょうかね。

岡島検討委員　　例えば漢字が出てきた時点で、漢字を私は使ってほしいのです。片仮名が出てきた時点でやはり片仮名も使ってほしいのです。やはりそれが国語と、いわゆるいろんな意味で総合的に学習が生活科の中でも進められていくのではないかなと思いますので。ですから、教科書によって漢字の出る季節がちょっと多少は違ってはいますが、ほとんど易しい字から出てきますので、そういったものが出てくる時期には生活科の教科書でも漢字を使ってほしい、そういう願いが私にもあるということで、そういうことでここに記述させていただきました。

小田原委員　　私が言っているのは、東書とか大阪の方もそうじゃないですかということをやっているわけです。ここだけじゃないのではないのかと。

成田教育長　　今、国語とかいろいろと教科の名前が出てきましたけれども、生活科というのは、そもそもやはり国語だとか音楽、図画工作、そういうような教科と関連して指導するよという取り扱いがあるかと思いますがね。教科書はそういうような部分での工夫もしてあるというふうに、私は割と積極的にとっています。

ただいま御説明いただいたように、この教科書は理科的だとか、あるいは社会科的ですよというような御説明もありましたけれども、生活科が、やはり社会科的、理科的であって本当にいいのだろうかというふうにも思いますし、あるいは国語的であっていいのだろうかとい

うふうにも思いますけれども。私の持論から言いますと、あるいは学習指導要領に基づきますと、生活科というのは自分と身近な人とのかかわりとか、自分と動植物と自然とのかかわりとなると、第一義的に自分だろうというふうに思うのです。私はそういう点でずっと教科書を見ていたわけですが、

その中で考えるのは、今の子供たちが、小さい乳幼児のころ、あるいはこの小学校1・2年のころの生活科の扱いというのは今後とても大事になるのではないかと思うのです。これはまず自分の自尊心、自分というものをどうつかむのか、あるいはそういう中で友人との関係がうまくつukれないという低学年、1年生のこの実態の中で、他者とのかかわり合いをどうやってつくっていくんだろうか。それはやはりまず自分という、そういうような部分が必要なんじゃないか。そうなってくると、今までの、何年か前までの、やはり季節ですとか、あるいは動植物はもちろん、そういう命とのかかわり合いがありますから、それも大事なんだけど、やはりもう1つ踏み込んで、自分を振り返ってきたり、あるいは自分の成長だとか、そういうような部分を重く取り扱ってもらいたいなというふうに、今の子供たちを見るとときにそういったことを感じましたけれども。そのようなことをもし教えていただけることがあったら。

岡島検討委員 都教委の方で教科書調査研究資料というのを出しておりますけれども、その生活科のところを見ますと、やはり人とのかかわり、関心を持つというところで、身近な多様な人の種類 人の種類という言い方はおかしいかと思っておりますけれども。身近な場所の種類、公共施設の種類、また継続的にかかわる単元数、そういった4項目があります。それでは、やはり多様な人の種類という言葉では、教育出版が34という大きな数を占めております。また、身近な場所の種類というのは、学図、東京、光村というぐあいに大きい順に名前が出ています。こういったところも、1つの資料に私たちはしてきましたけれども。ただ、たくさん数が出ていればいいというわけではなく、やはりどんなかかわりを、教科書の中で持っているのかなという、そういうところがすごく大事なのかなというぐあいに思っておりますので、たくさん多くの人との絵や写真が出ていればいいというようにはとらえておりませんので、そのかかわりの表情なんかも見てきたつもりです。

小田原委員 ちょっと教えてほしいけれども、生活科を嫌がる先生方も最初は多かったと思うのですよ。最初入ったときにね。ただ、先生方を見ると非常に努力されていて、こういう教科書じゃなくて、むしろ、こういうような自分たちでつくっているという形が多かったと思うのですよ。自分たちの町とか公園とか。だからこういうのは要らないのではないかと、む

しろ……というのは出ていませんか。ちょっと教えてください。

岡島検討委員 要らないというよりも、八王子版が逆に欲しいぐらいですが。以前は八王子版をしっかりとつくって、八王子の1・2年生に「いちょう」と「おおるり」というタイトルで、子供たちに渡してそれを使っていたのですけれども、市の財政が逼迫したもので、それはなくなって。今までは、この教科書よりも、八王子でつくったいわゆる資料集、副読本という名前を資料集という名前に変えたのですけれども、それをどこの学校でも活用して学習してきた。それはまさに八王子版ですから、八王子の地域性にぴったりの内容であったと。

小田原委員 ちょっと今皆さんが、自分たちに、先生に任せるよなんて言ったら喜びますか、嫌がりますか。

岡島検討委員 喜んでやります。

成田教育長 私1つ、委員さんの方のお話に疑問を感じます。というのは、確かに八王子の方では、教科書がありませんでしたから副読本をつくっていただいて、それはそれなりに大変スタートとしては、すごく私たち学校でも利用しましたし、とてもよかったのですが、年々、先生方の御努力によって各学校の創意を生かすというところまでかなり高めてきています。だから、隣の学校の生活科と本校とは違うということが目に見えてきていたのですね。そういう中で今度は教科書がこういうふうになっていますから。では、八王子全域で1つの教科書というふうになっていくのかどうかというような部分が私は疑問がありますねと言った部分で、やはり各学校、先ほど申し上げたように、1年生に今、いわゆる自分というようなもののとらえ方、友人というかわり、それらをどこで活動の中に生かしていくかというような教科であるならば、私はこれは大変大事な教科だというふうに思いますので。ですから、活動や場面というのが、教科書の数だけではなくて、やはり今子供たちが変わってきているその現状、生き方として変わってきている部分をどうとらえ、どう教科書で、それらを基本的な中で八王子で使える教科書として選んでくるか。それから、さらには各学校が創意工夫を生かせる部分とはどういうものなのかというのが、この生活科で今一番問われるような気がしてならないのです。

以上です。

名取委員長 御意見ですね。

齋藤委員 この生活科ということだけではなくて、全体的に言えることだと思いますけれども、私は一貫してこの教科書採択のときにも言っているのですけれども、高校あたりでは学校単位で教科書を選んでおりますよね。法律で決まっちゃっているということですが、

小中学校では、例えば八王子、1つの市で同じ教科書を使いなさいという指導になってしまっている。八王子は、他市と比べてもこれだけ広いわけで、いわゆるニュータウン地区なんかと恩方地区では全く生活の内容も違う、そういう地域に今、成田委員がおっしゃったように地域性というものが相当問われる中で、生活科というのは特に違いがあっていいじゃないかと私は思うのですよね。これにはいろんな弊害、乗り越えなければならぬ問題がいろいろあると思いますけれども。先生方がやはり、率直な意見、こういう機会じゃなければなかなか聞けない、今、小田原委員もそういう質問だったけれども。私も1つ聞きたいですけれども、私は将来的に、時間がかかるかわかりませんが、各学校でそれぞれの教科書を選択できるようになるべきだと思っているのですが、そのあたりについては、生活科を担当なさる先生としてお考えとしてはどうですか、率直なところとして。

岡島検討委員 余り大きな問題なので、ここで答えていいものかちょっと……。

名取委員長 もし委員じゃなくて、先生個人でも結構だと思います。そういう立場でね。

岡島検討委員 個人であったら、やはり自分の地域に合った、あるいは自分の学校に合った教科書、それは選んでいきたいです。ただ、9社ありますけれども、やはりその中でも八王子で選ぶとしたら、その中の4社とかそれくらいの中から選ぶのが妥当かなと、八王子の恩方の方からニュータウンの方まで見た中でもそうは思います。ただやはり、そういうすばらしい理想もありますけれども、諸般の事情からそこまではいきませんので、八王子市全域で使ったら、我々が検討した中の教科書が一番いいのではないかなというぐあいに思っております。

齋藤委員 大変言いづらい質問をしてしまったみたいで申しわけございませんでした。

もう1点、これもまたちょっと失礼になってしまうかどうかかわからないですけれども、ちょっと本音でお聞きしたいのですけれども、特に生活科の場合、ほかの学科と比べて9社と大変多かった。本当に御苦労だったと思うのですよね。このいわゆる専門委員会というのがどういうふうに行われてきたか。これはほかの会議も当然あるかと思うのですけれども、これは先生方、9社を全部の方が全部を読んで、全くフリーの段階でこういういわゆる文書にまとめてこられたのか。何となくですけれども、例えばAさんはA社について基本的に真剣に読んできてくれと、基本的にですよ。BさんはB社について、CさんはC社についてということ、何か真剣に読んでいる重さというのか、それであとは全体的にA社はどうでした、B社はどうでしたというようなことを決めていかれたのか。その経緯というものをちょっとお伺いできたらと思うのですけれども。

岡島検討委員 調査している期間が、各学校運動会の時期にぶつかったり、あるいは家庭訪問の時期にぶつかったりで、とても忙しい中、調査研究を進めてきました。1人が9社を受け持つと、本当にそれだけで、実際自分の学校の子供たちを持っている先生方が、教科の教材研究をしなければいけないし、学校教育は本当にいろんな意味でやらなければいけない中でしたので、実のところ、1人が3社ないし4社を各委員受け持ちました。1社につき5人の調査委員がそれぞれ検討してきました。ですから各社、9社とも5人の調査員が検討して、その資料を持ち寄ってみんなで検討をし合ったところです。ですから人によって、3社を受け持った調査員と4社を受け持った調査員に分かれました。

以上です。

齋藤委員 どうもありがとうございました。内容をちょっとお聞きしたかったのは、小田原委員の方からも少しあったのですけれども、日本文教ですか、こちらの方で言われている、「点字表示が入り、工夫されている」というのが、やはりほかの社にもあるのですよね、点字の表示を入れているところが。ここもやはり、なぜクローズアップされてわざわざ大きくなっているかということ、ちょっとそんな感じがしたのですよ。やはりそれを見逃してしまった先生と、しっかりこのところを押さえられた。例えばこの同じ3番の(1)の「種子から発芽までの様子が一目でわかるように」と、これは、ほかの会社でも非常にうまくまとめられている会社が私はあるように思ったのです。例えば東京書籍は、非常に種から花までの内容がよくまとめられている。やはりこれが、この教科書を選ぶ本当に大きなポイントなのかどうかというところが、この解説書だと納得するまでのインパクトにちょっと欠けているかなという感じが私はしました。ただ、先生方の御苦勞は私なりにはよく読み取って検討の材料にはさせていただきたいと思いますけれども。ほかにもやはり、このあたりのポイントは他社でも頑張っているところが結構あるかなという感じがしたのですよね。それは、やはりこの教科書のところを担当した先生がそこまで見たかな、という感じがちょっとしたものですから、そんな質問をさせていただきました。

小田原委員 それは、多分そうだろうと思いましたよ。「生き生き」がそうだと思うのですけどね。マンガ的も、言ってみればそうですよ。マンガ的なんて、みんなマンガ的ですよ。みんなではなくて、一部を除けば と思うのですよ。ところが、そういうのを特に感じた人はこういうふうに言うだろうというようなことですね。

地域性のことを言っているけれども、今皆さんには話す機会がないから、次年度のことも踏まえて言えば、地域性に対して配慮しているかという、この項目自体がよく理解されてい

なかったと思いますけれども。この教科書というのは全国版ですから、八王子だけを考えた
ら、地域性なんかを考えてということなんて言えないですよ。全国的に見ていかがでしょ
うかという、その中で八王子として使いやすいか使いにくいかな。使いにくい部分があれば、こ
ういうことが出てくるけれども、というふうなことだろうと思いますよ。特に生活科は、自
分たちでつからない限りは地域性なんか出ないですよ。それをどうやってつなげていくこ
とができるかというふうな観点でむしろこれからは決めていただければというふうに思いま
す。

名取委員長 よろしいですね。どうもありがとうございました。

次の種目に移ります。

「音楽」について検討委員会から報告願います。

加藤（和）検討委員 それでは始めさせていただきます。

まず東京書籍についての調査報告をさせていただきます。

東京書籍は、一言で言いますと非常に写真が美しいです。主観的な話をしてはいけな
いと思いますが、子供が見たら、これはすごくいいインパクトがあるなというふうに思
いました。ただ、それは我々、調査委員の主観かもしれませんが、そういう教科書だ
と思いました。

内容についてですが、初歩的な学習についてかなり配慮されているような感じが
しました。真ん中の4番ぐらいたと思いますが、子供の活動を、音楽に限らずグル
ープ化して提案をしておりますので、そういうのを進めていく上では参考になるよ
うな気がしました。

ただ、委員の方からいろいろ専門的なことが指摘されております。例えば、短調
の曲が少ないとか、教材による題材構成になっていると。つまり、音楽というの
はねらいがあって、そのねらいを達成するために題材があるけれども、その辺が
東京書籍の工夫したところかもしれないのですが、教材によって構成されていま
すのでやや分散的な感じがするというか、私も専門ではありませんので、専門
的な見地からするとそういう構成になっているのではないかと指摘がありました。

全体的には、曲が優しかったり、すごく親しみやすい曲があったりして、子供
には抵抗はないというふうに考えられますが、そういう点で、子供に力をつけてい
く上でどうなのか。音楽というのは特に感性の問題ですので、積み重ねていって、
楽しく音楽を学んでいくというのが必要ではないかな。その点では、音楽を学
ぶという印象が、印象と言っただけではいけないと思いますが、そういう感じ
がするという部分がありました。そういうのを全体としてまとめて報告書をつ
くりました。

続いて教育出版です。

教育出版は、曲がすごく多いのが特徴です。結論的に言いますと、先生の参考書としてはいいのですが、子供の教科書としてはどうなのかということでまとめさせていただきました。最後のところに書いてありますが、音楽の得意な児童はともかく、一般的な児童には難しく、大事な押さえが甘くなるおそれがあるということで、ちょっと個性が強いのではないかという指摘がありました。そういうことでまとめております。

具体的に申し上げたいと思います。例えば、印刷が非常に美しいということですが、印象が強過ぎるのではないかということが1つ気になりました。3年生の「茶つみ」の写真なのですが、写真は既に入っていますが、この曲と写真が出ている、これで十分だと思うのですが、その前に2ページにわたる茶摘みの写真があってすごくインパクトが強いですよね。音楽ですから、映像による刺激ではなくて、やはり曲想を豊かにするということでは、そういう挿絵で、温かい雰囲気茶摘みのイメージを膨らませて曲に臨んでいく方がいいのではないかなという気がしました。

もう1つですが、2年生の26ページにあるのですが、「ゆうやけこやけ」です。恩方出身の中村雨紅で、これを載せていただいたのはすごくありがたくて、これを見てあぁいいなと思ったのですが、ところがいざ写真ですよね。私はこれがあるとは思わなかったので、教科書は引き揚げられてしまったので、写真を撮ってあったのを持ってきたんですが、山のお寺なのですが、ここに五重の塔が写っていますよね。五重の塔は恩方にあったかなとか思ったので、これは地域性を考えさせてしまう。これは京都かなとかそういうふうに使わせてしまう、そういうものではないのではないかな。山のお寺の雰囲気、そういうものを子供なりに感じ取って歌ったり、楽しんだりした方がよくはないかなと思いました。という意味で、資料というのは扱い方によっては限定されてしまうということで、ちょっとどうなのかなと思いました。それから、海の写真もそうだったのですが、場所が限定される。

あと、難しい、子供にとってどうなのかというところで、「メリーさんのひつじ」というのがありますが、それは発展学習となっていて、最初長調でやることになっていて、ミにフラットをつけると短調になるのですよね。ですから発展というのが、長調から短調にすることが発展なのか、その辺がちょっと疑問に思いました。ですから、そういうことではなくて、もっともっと音楽を積み重ねて、何回も楽しんで、そして活動の中で音楽という喜びを味わっていける、そういう形の方がいいのではないかなというふうに思いました。

そんなところで教育出版については、先生方の参考書としてはいいけれども、子供にとっ

てはどうなのかという考えに至りました。

それから、教育芸術社の全体のものですが、さらにまとめてありますが、各題材での目標がわかりやすいということで、先ほど言いました教材による配列ではなくて、題材によるねらいによる配列になっておりますので、その方が指導目標がはっきりしておりますし、子供も学ぶ目的がはっきりしているということで、これをしましようという目的が最初にありますので、その方がやりやすいのではないかなというふうな気がしました。

それから、低・中・高という形で、低学年には歌唱の指導では、ここのところを高低とか、そういうものに気をつけましょう、リズムに気をつけましょうと、基本的な目標があります。中学年では、パートナーソングをやりましょうとか、そういうことが出てまいります。高学年では三部合唱までやりましょうというふうな、具体的なステップを踏んでおりますので、子供が力をつけていく上では、基本から入って行って、そして何度も繰り返して重点を指導して、そして発展に持っていこうという積み重ねを重視しているということで、系統性があるのではないかなというふうに思います。

そんなことで、全体としてはまとまっているオーソドックスな教科書で、おもしろみもないという議論もありますが、子供が学ぶ上では、やはりオーソドックスに学んでいければいいのではないかなというふうに思いました。

そんなことで報告を終わります。

名取委員長　ただいま検討委員会の報告は終わりました。

「音楽」について御質問をお願いします。

小田原委員　教育芸術社のところで、折り込みが有効に生かされているというふうに言われて、その前の東京書籍とか教育出版では折り込みがよくないと、これははっきりしているの。教育出版はわかりましたけれども、東京書籍はやはりだめですか。

加藤（和）検討委員　東京書籍の場合には、6年生の方で、折り込みの方に……

小田原委員　大してないですよ、巻末と真ん中に1つ入っているだけでしょう、折り込みにしても。数少ない折り込みは……。

加藤（和）検討委員　例えば6年で言いますと、折り込みの方の裏側にリコーダーの指遣いが入っています。裏側に「君が代」になっているのですよね。ですから、子供がいろいろやったときにそれがとれてしまうおそれもあります。ですから、大事なものをそういうふうにとられるおそれがあります。分離できる　分離はしないでしょけれども、そういうふうな部分がありますので、やはりきちっと中に入っていり、裏表紙の前に入っていた方がいい

かなということをおもいました。

成田教育長 3社の教科書を御説明していただきましたが、今、中学校の方では特に和楽器について大分一生懸命やっただいておりますし、八王子でも市民の方からの和楽器の御提供があたりだったり、あるいはその指導も各学校でかなりまたやっただいたりという中で、どうでしょうか。3社について御説明いただきたいのですが、取り扱い、何年生ぐらいからどうなっているのか、その辺の観点、つながりがありましたら教えてください。

名取委員長 和楽器について。

加藤（和）検討委員 和楽器について取り立ててまとめてありませんが、「まつり」ということで紹介しているところが、教育出版だと思えますが、お祭りのリズムをやりましょうということで、それがはっきりとテーマとして出されています。そのほかの会社ではそういうふうにははっきりとはなっていない。紹介という形になっていますので、その辺はちょっと十分な説明はできませんが。

成田教育長 私がやはり全部を丁寧に見ていないからでしょうか。ある1社は、3年で和太鼓の打ち方をして、5年ではおやしをつくりましょうという中で、やはり和楽器を複数扱って、6年ではお琴を扱っているのですね。そこまで発展的に、私ども八王子での音楽性といいますが、市民のお祭りですとか、そういうような心意気ですとか、そういうような部分につながっていけばというふうに思ったものですから、そんなことを今質問したわけです。

名取委員長 ほかにいかがでしょうか。

成田教育長 もう1点よろしいでしょうか。「あおげば尊し」が2社入っているのですね。この辺については、子供たちが6年生になれば「あおげば尊し」という曲は全員が歌えるような形になるのでしょうか。

加藤（和）検討委員 教科書に載れば、もちろんそれはやることになると思えますが。

名取委員長 司会をやりながら失礼ですけれども、1つだけ、最初の説明のところ、委員会の先生が短調の曲が少ないということをおっしゃいましたが、短調の曲が少ないとどうしていけないのでしょうかね。ちょっと教えていただけますか。

加藤（和）検討委員 それは指摘が学校案の方からありましたので、見ました。東京書籍は、イ短調の曲はたしかなかったと思います。ほかの会社の方はイ短調の曲がありましたので、それを報告させていただきました。

名取委員長 ほかにいかがでしょうかね。

小田原委員 今の「あおげば尊し」はどういうふうに扱うのか。これは本来3番まであるの

ですよ。3番まであるのを2番までしか出ていないわけ。歌い方も、「あおげば尊し」というのは、子供が歌って、大人が歌ってという、こういう仕組みのはずだけれども、それは配慮されていないのね。だから、それは扱いの問題だろうと思いますけれども。あるいは、そういう難しいことは小学校6年生に必要なという話なのかもしれませんけれども。

お聞きしたかったのは、数の多さがありましたよね。どういうふうにつくるのか。音楽はやはり教科書は必要なのですか。そのつくり方なのだろうけれども、どういう音楽を学校で扱いたいかみたいなアンケートをとるといろいろ出てきて、集めて、そして数の多いものと、編集者の、立派な先生方が編集していますから、そういう方々がこれを記入して、重なったものをやっていったらこの幾つかになったわけ。それを並べ変えると、先ほどの中で指摘された、ねらいが後からくっついてくるとかというのは起こり得るだろうと思うけれども、どうでしょうか。

加藤（和）検討委員　それで東京書籍が、「教材の方が先になっているのではないか」と記述させていただいたのですが。教育芸術社の方は、はっきりと目標があって、子供にもわかる、先生にもわかる、目標が決まっていますので、音を重ねてみようとか、外国の音楽を聞いてみようとか幾つかのテーマがありますので、それに基づいて題材が選定されていると。そういう中では系統性があるのではないのでしょうかと、我々の考え方ではそういうふうになりました。

小田原委員　どの教科書もテーマはありますよ。みんなページの頭に、左側から何とかをしようとかあるはずですよ。それだけを言えば、みんな同じとなりますよね。

加藤（和）検討委員　教科書という体裁の中でのお話ですが、もちろんねらいがあって、詳細に見ましたので、そのねらいがあってつくられているのはわかっております。ただ子供が見たとき、先生が見たときに、ぱっと見て、これをやりましょうというふうに提示できるのはどうなのかというところで、先ほどの……。

小田原委員　差が出てくるということね。

齋藤委員　この教育芸術社の教科書がすごく特徴があるなと思ったのは、物語と音楽という結びづけをこの会社だけがしているような気がしたのです。朗読してから歌う。すごく国語と音楽を結びつけているような感じは受けたのですが、これは授業の中でどうですか、先生。ほかの教科書とは随分と違った雰囲気、すごくオリジナリティなのかなと思いますけれども。国語の文章を読ませて、5年生ぐらいになってくると「走れメロス」あたりをまず読んで、1番を歌って、また読んで歌うみたいなことをやっていますが、音楽の先生としてちょっと

教えにくいということはありませんか。国語と音楽がまざっているような。題材としてはおもしろいような感じはしますが、やりにくいみたいなことはないですか。これでうまく朗読して歌って、物語と音楽というのはうまくつながっているのでしょうか。

加藤（和）検討委員 調査員、私と2人以外は専門的に音楽をやっておりますので、私はそれはわかりませんが、やっている方については、こういうことで困っているという話はありませんでした。ただ、むしろそういうことを挑戦してみたいというか、子供の発想を豊かにしていく上では、いろんな教科と関連を持ってやっていきたいというところがありますので、その辺は教育芸術社の物語の問題はなかったと思います。

むしろ6年の方の、音楽を味わいながら、日本の曲を聞きましょうというのがあるのですが、そこに「浜辺の歌」「待ちぼうけ」「荒城の月」が出てきます。これはすべて五・七調でつくられています。6年生も短歌・俳句をやります。その辺の関連からいくと、日本語の美しさをここで音楽としても学ぶというところが非常に関連性があって、日本語の大切さをここで学べるのではないかとということで、むしろここでは高い評価を上げております。

小田原委員 今の言葉部分でいけば、齋藤孝さんなんかの、大声に出して朗読みたいなのは音楽も……。ただ、「なつはきぬ」といったときに、「きぬ」の「ぬ」が何だとかというのは多分わからないことが多いわけですね。「野ばら」の歌詞なんかは多分難しくてわからないだろうと思うけれども、だけれども、そういうことは、やはり音楽の中できちんと触れていかなければいけないことだろうとは思いますが、だから朗読して、言葉を把握して歌ってみる、これはやるべきことでしょうね。意見ですけれども。

成田教育長 私もやはり、その辺をやらないと歌詞のあらわす気持ちというのは大切にならないし、あるいは音楽で表現しても出ないというふうに思いますから、もしやはり扱う場合というのは大事にしてほしいですね。

齋藤委員 全体的に、ちょっと本当に重箱の隅のような話なのですが、ほかの教科でも、1年生低学年については、漢字にルビがついている、ついていないということですが、細かく指摘がありますけれども、音楽の教科書については、作詞者、作曲者の名前だとかそこら辺について、小さい字で全く振り仮名がないのですよね、どの会社も。このあたりは、検討委員の先生方に言うことではないかもしれませんが、音楽はどうしてそのあたりの気遣いがなく、小さい字で、作詞・作曲のところには全く振り仮名がない。1年生あたりに教えるのに大変ではありませんか。振り仮名も何もついていない漢字がぼんぼんぼんと人の名前が出てきて。

成田教育長 私も全くそう思いました。ただし、国歌「君が代」についてはちゃんと振ってまして、それから1年生、2年生、3・4年の扱い、それから分かち書き、丁寧になっているんですね。そしてこの解釈は以上のような歌ですというふうになっているんですね。ですから私は、この作曲家、作詞家、この扱いはとても大事にしたいなと思っております。

老沼検討委員 実際に音楽を受け持ったことはないのだからわからないのですが、いろいろ授業を見ますと、大体作詞者、作曲者、それから言葉、すごく大事にして、必ず歌う前によく説明をしてやっていますね。それは私も回ったときに、ほとんどの先生が、それは大事にしているのではないかと……。

名取委員長 どうですか。ほかによろしいですか。

ほかに御質疑がないようでありますので、ありがとうございました。

次に移るわけですがけれども、時間も大分超過しているのでも休憩を入れさせていただきたいんですけれども。今4時5分前ですから、10分間くらい、いかがでしょうか。4時5分から次の図画工作に移らせていただきます。よろしく願いいたします。

4時5分まで休憩にいたします。

【午後3時55分休憩】

【午後4時05分再開】

名取委員長 それでは休憩に引き続いて進めたいと思います。

次の種目に移ります。

「図画工作」について検討委員会から報告願います。

加藤（敏）検討委員 それでは図画工作の検討報告をしたいと思います。

まず私たち小学校の図画工作の時間というのは、専科の先生だけではなくて、担任の先生もやっているということもあります。それはやはり図画工作を大変楽しみにしている子供たちもいるということで、先生たちにとってもわかりやすく、記述が間違いなく、子供たちにとっても、大変「ああつくってみたいな」、そんな気持ちを持たせる教科書がいいということで、そういう視点で考えてきました。

まず最初に東京書籍からお話ししたいと思います。

東京書籍の中を見ますと、大変写真が大きくてわかりやすいのですが、部分的に、この素材の質感とか構成要素がちょっと古いような点もありまして、また、作品も大体同じようなレベルのものがそろっていて、大変インパクトが少なく、先ほど申しました、やってみてほしいなという気持ちをかき立たせるようなところまでいっていないのではないかなというふう

に考えました。それから、作業の手順や道具の使い方は確かに記述はしてありますが、大ざっぱで少し記述が乏しいために、次への解決に向けた学習が進めにくいのではないかということです。全般的に、先ほども話しましたが、写真がちょっと暗い感じがしまして、印刷も不明瞭であると感じました。

それから、まとめましたところ、内容がやはり以前からあったような感じのものが多くて斬新さが少ないということで、先ほどから何回もお話しをしておりますが、児童のやってみたい気持ちを引き出しにくいのではないかということで、現在の教科書と比べても、ちょっと現在の方が使いやすいというふうに判断をいたしました。

開隆堂に移ります。

開隆堂は大変おもしろい作品が多く、題材も多いのですが、逆に言うと似通った作品があると。これは推測ですけども、恐らく同じ学校の作品を持ってきた部分があるのではないかなというふうにちょっと感じました。これは推測ですので何とも言えませんが、5・6年の下の6ページ、7ページをごらんいただくとよくわかると思いますけれども、大体同じような形で出ています。

それから私たち、先ほどから正しい記述ということで話を進めておりますけれども、低学年には少し難しい活動もあると書かせていただきました。といいますのは、2年の下の方に、物差しを使用してカッターナイフを使うというところがあります。2年生で、物差しを使って直線を鉛筆で書くのも難しい状態なのに、物差しで押さえてカッターナイフで切るというのは、ちょっとこれは難しいのではないかということが見受けられました。それから糸のこぎりですが、これは実際の使い方は出ていますが、中には活動が入っていない。それから、5・6年のちょうつがいのつけ方というところがあるけれども、全体のトータルで、ちょっとイラストが不自然ではないかなというふうに見られました。箱が小さいとドライバーとかが入らないような形かなというふうに検討委員会の方で話し合われました。

そして、作品の方の写真ですが、先ほどの東京書籍と違まして1点1点が大変鮮明です。数が多くて興味を引く反面、たくさん入っているために、逆に小さくて見づらいページも出てきています。例えば5・6年の上の19ページ、すずらんテープを使った写真ですけども、これは1枚でも大きくぼんとあった方がインパクトが強いのではないか。逆にたくさんあった方がいいというページもありますけれども、そういうところは少し配慮があったらよかったなと感じております。

それから、用具の使い方について問題点があると書いてありますけれども、それは先ほど

の小刀で、やはり1・2年の下でちょっとこれは早いのではないか。他社を見ましたら、基本的なことだけでそこはとどまっていた。そしてもう1つ、小刀というのは切る道具ではなくて、削る道具じゃないのかなと、作品や木を削る道具じゃないかというふうに考えました。そうすると中身がちょっと違ってきているかなというふうに感じています。先ほどのイラストの件ですけれども、持ち方も、これもちょっと違う、実際お使いになった方が書かれたものとちょっと違うかなという判断が出ました。

最終的には、活動が中心で授業として組み立てるときに大変難しい面もある。作品はたくさん入っていて使いやすいと思うけれども、中にはインパクトが弱いページもある。一番大事なイラストや記述につまみして不明瞭な部分があるというところがちょっと問題だなというふうに判断いたしました。構成としてはまとまっていると思います。

次に日本文教出版にいきます。

今、子供たちが大事にしている導入から、そして終わった後の評価ということが、「ふりかえり」、そして「めあて」があって、そして最後の「まなび」ということで自分たちで評価できるようところが各ところに入っております。そして、一番最初のところで題材の紹介がされています。それがまた逆に、子供たちに興味、関心、意欲を引き出す手だてとなるのではないかと思います。

それから、表紙に各学年のテーマがあります。例えば1年は「みつけたよ」「たのしいな」、3・4年「ためしながら」「たしかめながら」、それから5・6年は「自信を持って」「思うとおりいろいろやってみよう」、それぞれにテーマが書いてあります。それがとてもわかりやすいのではないかと考えました。各領域の分量は「ほぼ」と書いてありますが、「ほぼ」と書いたのは、ちょっと3・4年で、木工の活動が少ないのではないかとありましたので、「ほぼ」という形をつけさせてもらいました。おおむね、ほぼ分量は妥当だなと考えています。それから、この部分でも題材とどう向き合うか、部分的なことでも大変丁寧に扱われているというふうに考えています。

それから、見開きで1題材の流れが入っています。他社は2つ入っている部分もありますので、やはり見やすくてすっきりした印象があるということと、印刷もとても美しくて、学年に応じた内容でレイアウトも大変わかりやすく、とても使いやすいじゃないかと思っています。あと、ちょっとした配慮ですけれども、子供たちはぱっと教科書を入れてしまいますけれども、背表紙のところに小さく「図画工作」と書いてあるのですね。ほかはないですけれども、そういうところもちょっとした配慮だなと。本箱に入れたときに取り出しやすいの

かなということで、そこまで配慮してあるなというふうに感じています。

全体的には、題材ごとに表示マーク、これから学習するのにどんなものが必要なのか、どういうことをねらいとしているかということを書いておりました、大変内容が把握しやすい。この教材は絵の具を使いますよ、これはこういうものを使いますよということを書いてあり、とても内容把握がしやすいのではないかなということと、やってみようという気持ちを引き出す内容であるかと思っております。現在も同じ出版社の教科書でございますけれども、前よりより研究、工夫されて、使いやすくなっているのかなということが私たちの最終的な判断でした。

以上です。

名取委員長　ただいま検討委員会の報告は終わりました。

「図画工作」について御質疑はございますか。

小田原委員　冒頭のお話で、生活の教科書は必要だという話だったのですけれども、図画工作は教科書は要らないのではないかな　やはり要るのですね。

加藤（敏）検討委員　はい、要ります。例えば基本的な道具の扱い方とか、今の小刀なんて危ないですね。一番私たちの話し合いの中で出たのは、小刀、カッターナイフの刃をどうするかとか、どういう指導をしていくかということが出ました。そのために、この学年でこういう形で、しかも、もし専門の専科先生でなければきめ細かなものがあるといいねと。そのためにも教科書は必要だと思います。

小田原委員　今ほかの種目と比較して、図画工作の場合は、自分たちの使いたい教科書を誘導するような報告になっていないという点では、ある程度評価をしたのですけれども。どうも今の話を聞いていると、ほかのところとそうは違わないなというふうにも思われるのですが。ということは、例えばここに学年ごとのテーマがあるというふうに言ったけれども、これなんかはもっとはっきりここでもう言っているわけですよ。「図画工作」なんて言わないで、ここで言っているのですね。学年の目標を言っているのですよ。これも同じ、ここで言っているのですよ、東京書籍もね。だから何も、この今使っている日文がいいという話じゃない。ここは背表紙にこれがあるからといったって、ここもあるのですね。細かいことですが、これだからいいという話にはならないと私は思いますね。逆に、いいと言っている部分の表記の間違いがない。このところに間違いがあるのか。

加藤（敏）検討委員　特に目立った間違いというか、そういうところは検討委員会の中では……。

小田原委員 表記で間違いがあるのか。日文だけが表記の間違いがないという言い方というのはできる話ではないと思うわけね。ほかのところにあって、ここだけがありませんでしたというならわかる。これはいいよというために並べてしまった中身ではまずくないの、という話ね。

加藤（敏）検討委員 例えばイラストなどで、やはり実際教科書として使う場合に、ちょっと不自然なのがあると、やはりそこはちょっと改善した方がいいかなというようなことで、たまたま小刀とかが出てきましたので、その部分を重要視して、ほかのものと比べて見たつもりですが。

成田教育長 ちょっとお聞きしたいのですが、日本文教出版についてですけれども、一番最後、「より研究、工夫をし、使いやすくなっている」と言うけれども、先ほどの御説明の中にもありましたけれども、具体的に現在使っていた教科書のどこに課題があったのか。それがどういうふう to 今度の教科書の中では研究され、工夫され、先生たちはもっと使いやすくなったというふうにお考えになったのか教えていただきたい。

加藤（敏）検討委員 まず、見開き 1 ページの中に、使い方が非常に丁寧ということ、それからやはりマークが書いてあるというところが、非常に子供たちも課題を見つけて準備もできますし、それから終わった後、テーマの理解、「まなび」というところです。ただ、作品をつくるだけではなくて、その過程でもって、でき上がったものを、また自分たちで評価できるというようなところが、ここはより進んでいたなというふう to 評価しました。

小田原委員 つまりこのマークがなかったってこと、今までののは。

加藤（敏）検討委員 はっきりと出ている。まなびマークとかそういうものが……。

小田原委員 要するに、それは課題なの。このマークがあるかないかというのは、現行教科書の課題なのですか。今使っているわけでしょう。

加藤（敏）検討委員 教材を使うときに、課題と言えば課題ですけれども、この教材を使うときに、どういうねらいでやるかということがわかるというような形になっているところがとてもいいという。ですから、これは課題と言えば課題です。

小田原委員 その点は、課題というのがよりよく研究、工夫されているというふうになるのかな。工夫とか、研究とかというならもっと違うのではないですか。中身、中身を見なければいけないでしょう。

ついでに聞きますと、開隆堂が、一番下のところに「比較的まとまっている」と言うけれども、どういうところで比較的というふう to 言えるのか。それから東京書籍は、冒頭に「興

味・関心を引き出せるかが疑問だ」というふうに言われたけれども、やってみたいと思わせるのが少ないというお話だったけれども、ではどういうふうなことであれば引き出せる、やってみたいなというふうに思わせるか。日文はこうだからという。先ほどのような話で、東京書籍もそれにやはり配慮しているとは私は思いますよ。

名取委員長 検討委員さん、その辺はいかがでしょうか。

加藤（敏）検討委員 東京書籍の方は、ちょっと言葉が足りませんでしたけれども、説明がちょっとシンプル過ぎて、それはどうしていったらいいかという、そういうあたりがもう少し説明として載せてあった方がいいのかなという。絵や写真とかがすごく大きくてわかりやすいですけども、次への意欲をつなぐ意味で、もう少し説明を加えてもらえればさらに進められるかなというふうに思っています。作品も、大きく写真をとられているために少ない。こういうのをつくってみたいという、そういう次への意欲をかき立たせるところまでは至っていないのではないかなというふうに今思っています。

それから開隆堂ですけども、全体的に比較的まとまっているというふうに話をしましたけれども、確かに教科書として内容的に充実しています。ただ、逆にいっぱい載せてしまったことによって、逆に印象を、インパクトを弱くしている部分もあって、もう少しそこは、すべてたくさんということではなくて、そのあたりも、子供たちのことを考えながら少し精選してもらえればもう少しわかりやすいのかなということです。作品については大変新しいものを取り入れていますし、これは全然ほかのところとは似ていないと思います。

小田原委員 新しさというのは、どういうところを新しいというのですか。東京書籍の場合、斬新な参考作品が少ないというお話があったけれども、「斬新な」というのはどういうところを斬新というのか教えていただければ。

加藤（敏）検討委員 開隆堂の方ですけども、著名な方の紹介がされています。例えば3年、4年ですけども、アーティストの日比野克彦さん、こういう人たちのお話を載せて出しているところはとても感心できるかなというように思います。ところが東京書籍には、「チャレンジひろば」というのはあるのですけれども、そういうインパクトが強いところまでいっていないかなと。

小田原委員 よくわかりません。

加藤（敏）検討委員 大きく広げてやるというか、前からロープを張ったりするのはあったみたいですので。前も学校じゅうにいっぱいはずらんテープを張りめぐらしてやっていたので、それは余り少ないと感じます。ただ、幅が広がったというのはありますけれど

も。

名取委員長 どうでしょうか。

成田教育長 私、昨年度、一昨年度と学校の展覧会にお招きをいただいて伺うことがありました。その中で、委員さんの方から御推奨が、現在使っている教科書をさらに使っていきたいというコメントがありまして、はっと気がついたことがありました。展覧会に行きますと、いわゆる体育館でほとんどの学校がやっているわけですが、パネルをして、そして学年に分かれてそのパネルに掲示している学校がやはりまだまだたくさんある中で、この教科書の中に、体育館がまるで美術館になったように、みんなで、いわゆる1人1人の作品だけで終わらないで、展覧会に向けて作品をつくり上げて、そこを美術館として、地域の方々をお招きしたり、あるいは学習したことをお互いに見合うという、そういうような展覧会に幾つか出会うことができました。すばらしいなと思って私はこの2年間、そのような形で来たのですが、教科書を見てはっとしましたね。ああ、ここにそのヒントがあったのかと。そういうふうに思いました。

それも1つの教科書でしたけれども、まだほかの教科書にも、やはり野外での作品展、あるいはみんなのギャラリーというような形でのページもありましたけれども、ああ先生方は、ただ教科書や作品だけを教えているのではない、そこまで含めた形で子供たちの感性というようなものをつないでいるなど、そんなふうに思いました。

小田原委員 これは教科書のせいなのですか、体育館を一つの美術館にするというのは。ほとんどのところがそういうふうにやっているのではないですか。八王子がやっていないとすれば、それはおくれていることであって、教科書があったらそういうふうになったというわけじゃなくて、ほかの地域はほとんどがそういうふうに行っているというふうに私は認識していますが。教科書があるから、だからそういうふうに変ったという、そういうことですか。

加藤（敏）検討委員 教科書にロープを張ったりとか、そういうようなものが出てきてからかなり作品形態が変わりました。やはり廃材を活用してつくるという試みも出ていますけれども、自分たちが使っていた靴をまさにアートのような形にしてつくったりというのは、やはりこういうものがヒントになって出てきていると思います。捨てる廃材を実に上手に使いながら、それを作品展に出品するというのは、ここ数年のことだと思います。私も前見ましたけれども、目玉を書いて体育館自身がアートのような形になってきたのはここ数年だと思います。どこの学校でも今やっていますけれども。

齋藤委員 図画工作というと、やはり図画という部分と工作という部分があるかと思うんですけども、私はやはり工作上、もちろんつながりはあると思いますが、どうしても工作の方を重点的に見てしまったのですけれども。その中で、やはり先ほど先生の方から、開隆堂の教科書について道具の使い方についてのことがマイナスポイントの方に書かれていますよね。ただ私は、3社の中で一番道具のことについて細かく書いてあるのは開隆堂だと思ったのです。今いろんなことを考えてきたときに、けがをしたりとかいろんな問題はありますけれども、私はやはり、これからそういう道具の使い方というのを授業の中で丁寧に、詳しく教えていっていただきたいというふうに思いますが。

余談ですけれども、毎年私もアルバイトを使って刃物を使わせますけれども、ここ数年、大学生の中で刃物を一切持っていないという学生がいよいよ出てきたということにびっくりしました。なたを生まれて初めて見たとか、そういうパターンの学生が出てきたというのは、やはり小学校、中学校あたりのこういう授業の中で、しっかりとそういう刃物についても、危険のない安全な使い方を教えていっていただきたいなど。

そういった面では私は、開隆堂の教科書は道具の使い方としては逆にすぐれていたと思っているのですけれども、ほかは中途半端だなという、紹介だけしていたような感じを受けました。そのあたりは何も意見は出なかったですか。

小田原委員 今お話しがあったけれども、連動していないのですよ、中身と。確かに量的には載せているけれども、中身とは連動していないという指摘は当たっているのではないですかね。

加藤（敏）検討委員 確かに開隆堂のは、イラストの関係で少しあるかもしれませんがけれども、一気に細かく書かれていると思います。ただ、日文は発達段階に応じて、例えばナイフの方は、最初の2年生の段階ではやはり私たちも考えているとおり、カッターナイフの安全な片づけ方、そして実際に3・4年になって、その切り方等が出ていますので、そのあたり、年齢、発達段階を大事にしているなどというふうに感じました。もちろん先生がおっしゃるように道具の扱い方はとても大事にしていきたいなと思っております。

小田原委員 さっきまでの齋藤委員の延長になるけれども、「とんとんぎこぎこ図工の時間」というのはどういうふうに評価をするのですか。日野二小だか、大田区だっけ、品川だっけ。提案になっている。知らないですか……。

要するに、「とんとんぎこぎこ」が図工の時間なのか、総合的な学習の時間が議論のあるところだろうと思いますけれども、そういう部分が今やはり求められているのだろうなとい

うふうには思いますよね。だから、カッターナイフを持ってきてはいけないとかというのはなくて、ナイフはさっき削るものだと言ったけれども、切るものとしたらこういうふうに使いなさいとかというふうなことはやはり教えていく 教えていく話じゃないけど。切れば痛いということは自分で勉強していくことだろうと思うけれども。そういう中身を進めるにはどういう教科書がいいのかということも考えていいたらと思うんですけどね。

成田教育長 私、子供たちの創造性といいますか、そういう活動をするというような部分について、先生方がどういうふうに扱っていくのだろうということに問題があるのだろうと思うのですが。例えばお話の絵というのを大体3年生あたりでかかせますけれども、それはほとんど絵でかかせているわけですね。それが教科書によると粘土でもつくってみよう、絵でかいてみよう、表現してみよう。例えばおもしろい形、これを私たちは、どっちかという河原に行って石を持ってきてそれを塗るということをや。それを葉っぱではどうだろうかとかですね。いわゆる非常に表現というのを広げている、そういうような教科書に出会いました。その辺はおもしろいなというふうに思いました。

名取委員長 大体出尽くした感じがしますので、よろしいでしょうか。

ほかに御質疑はないようでありますので、次の種目に移ります。

「家庭」について検討委員会から御報告願います。

小泉検討委員 家庭科は2社でございます。専科の先生が非常に少ない、担任が数多くかかわっておりますので、部員もそういう意味で2社の中のどちらを使うのかというふうな、使いやすさとか、そういう視点でさまざまな、こちらの方がというふうな意見が出ておりました。申し上げます。

まず、教科書番号の若い東京書籍の方から申し上げます。

まず、特徴的に2社の比較ができる観点、調査事項について簡潔に御報告ということにさせていただきます。

1の観点におきましては、まず東書の方は、児童の発達段階に応じて無理なく学習に入れるよう配慮されているというところで、具体的には火の使い方、包丁の使い方、ミシンなどの使い方の配慮等々で意見が出されておりました。

2の観点に関しましては、各題材の配列、配分が適切で、特に導入期、5年生の基礎基本の押さえ方等で、調理に関する点で特に適切な配列であるというふうな意見でございます。

3番の観点でございますが、写真、イラストを大きく扱っている。見やすい、わかりやすいというふうなことで、判を2社比べたときに、東書の方が教科書サイズが大きいという部

分が、文字としてもその分大きく、ポイント的に大きな字を使っているので読みやすいというふうなことでございます。

4番の観点におきましては、子供たちが意欲的に取り組めるように、イラストや写真のレイアウトが各題材ごとに工夫されているということで、使いやすいというふうな意見でございます。

総合所見としまして、生活を科学的な面でとらえられ、5・6年という発達段階にあって、しかも男女が共通に学べるような教材の展開がされている。具体的には、各題材とも、児童の生活経験や身近な場面から展開されていて、学習内容や実習内容が2学年にわたる、平易なものから応用へと段階的に扱われているのが使いやすいというふうな所見でございます。

2社目の開隆堂につきまして御報告申し上げます。

1の観点におきましては、5年生でご飯、味噌汁の実習が扱われておりますが、発達段階から考えると多少無理があるというふうに受けとめております。

2の観点におきましては、1つのねらい、1つの題材の中に、いろいろな内容がまぜられている、そういうふうな配列というのか、題材の扱い方には多少無理があるのではないかという意見でございます。

3番目につきましては、写真やイラストがたくさん使われていてわかりやすい掲示もされておりますが、2社を比べたところ、判が小さい分、狭いところに詰め込んだという感じで、ちょっと見にくいなというふうな意見でございます。

4の観点につきましては、教科書の目次の部分が、写真が多く使われていてすっきりしてわかりやすいというふうな報告でございます。

総合所見としまして、1つのねらいの中にいろいろな内容をまぜるということでございます。この部分、先ほど2の観点で申し上げるのを落としてしまったのですが、開隆堂の52ページを見ていただければ。一例として申し上げます。その52ページには、家族との触れ合いを楽しもうという題材でございますが、団らん計画を立てるところに、白玉団子づくり、フルーツ盛り合わせ、紅茶、ジュースをつくる、クラッカーサンドをつくるという盛りだくさんの団らん計画が盛られていますが、この1つ1つに大事な教えるべき基礎・基本があるのではないかということで、ほかに、29ページに布でつくるものとか、それから76ページには裁縫に関する制作の計画で、バックづくりとかがありますが、その制作の計画立てなどでも同じようなことが言えて、使いづらいというふうな所見でございます。それで総合所見としてこのような表現をせざるを得ないということでございます。1つのね

らいの中にいろいろな内容をまぜるのは多少無理があるように思われる。それぞれの基礎・基本の押さえが甘くなると。ただし、開隆堂の場合は、制作の手順など実習の手順については横流しで見やすく、わかりやすいということでございます。

二者択一的な視点でございますが、以上、部会としての2社を比較した意味での報告をさせていただきます。

名取委員長 　ただいま検討委員会の報告は終わりました。

「家庭」について御質疑はございますか。

小田原委員 　今のこれを見る前に教科書を見ていた時の見方から言えば、今御説明いただいたのと私は全く逆だったのですね。ということはどういうことかということ、私は全く専門外ですけれども、例えばご飯の作り方を5年と6年でやるといったときに、5年では無理だと。何で無理だとなるのか。無理じゃなくて、5年でさせるべきです、そんなものは。

それから、この52ページのお話がありましたけれども、家族の団らん、こっちの方でも触れていると思うけれども、たくさんあった方が私は教科書としてはいいと思うのですよ。そういうふうにいっぱいあると、教員の能力の問題で、とても開隆堂を使えるほどの能力ありませんというふうになってしまうのか、そういうところを教えてくださいませんか。

小泉検討委員 　ご飯をつくる、味噌汁をつくるという中身で、作業を考えていただければ、火を使う、包丁を使う、そういう作業の流れを考えたときに、今の子供の実態から、どういう火の使い方、包丁の使い方の段階があるのだろうかということ考えたときに、一方の東京書籍の方は、ゆで野菜とかゆで卵、生野菜の野菜サラダ等から入っているのです。それを比較したときに、担任が題材を指導していくときに、いきなりご飯を炊く。昔からのガスで炊けば中はトロトロ終わりパッパとか。電気がまで炊けばという時代でございますけれども、子供たちに炊かせる場合には実際にガスで炊かせる。また、お味噌汁もお豆腐か、油揚げか、それぞれ担任が子供たちの実態の中から食材を選びまして作り上げていくというときの、実際に自分たちが指導してみて、5年の段階では、この題材がいいなというのが部会での結論でございます。

小田原委員 　別のことを聞いたつもりだったけど。

それと、同じ質問になっちゃうのかな。私は、意見も含めて言えば、ご飯の炊き方というふうにな、今ご飯を火で炊くなんていうのはまずあり得ない話だから、基本にご飯をこういうふうに炊きましょうといったときに、火の使い方を教えないで入る、なんていうことはあり得ないわけだからね、今の説明は余り答えにはならないし。私は、盛りだくさんになっ

ていることがどうして扱いにくくて、こっちの方がいいという話になるのか……。だから、教員の能力の問題と関係があるのじゃないかと思ったけれども、そこら辺は聞けなかったの。それは答えにくい答えもあるだろうからいいとして。

大判が使いやすいという評価だったのです。ところが今までの幾つかの教科書、大判があったときには、これは使いにくいという話だったのですよ。だからなぜ家庭科だけがいいのか。何かあるのですか、文字が大きいとかなんとか。小学校1年生で文字が大きいというならわかりますよ。5・6年生で大判で文字が大きいから読みやすいというのはどういうことだろうなど。

志田原検討委員　書き込み式といいたいでしょうか、そういう部分が東書の方に入っておりまして、教科書をただ参考にするだけではなくて、教科書を生かして授業で学んでいくというときに、書き込めるというのがとてもいいなと思った次第です。

小田原委員　そういう話になると、これは意見も含めるけれども、教科書なのかということになるわけね、それは。教科書じゃないのではないかというふうに思うのですよ。それは先ほどの能力の問題にもなっちゃいますけれども。

小泉検討委員　もう1つ、大判の長所というか。比べていただけるとわかるのですが、文字のポイント数が、開隆堂と東書の場合、0.2か3かわかりませんが大きいのです、大判なだけに。文字も写真も、イラストも資料集も。その分ぱっと見たときに読みやすい、見やすいということがあるし。開隆堂は、小さい判だけに写真やイラストを上手に配列されていますが、どうしても無理が出ているなというところが幾つかあるということで、この大判の方が非常に使いやすいと。部会で14人の部員がいたのですが、9人が8人が、言われたように、いや小さくてもいいというのが6人が7人が、多数決ではありませんけれども、その部分で、非常に書き込み部分が多くてよいというのと、いやそれは要らないじゃないの、教科書なのだから。ノートで、またプリントで作業帳はつくればいいじゃないという意見も実際ありました。その部分で、大判で使いやすいというのが人数的に多かったものですから、そういう表現をさせていただきました。

小田原委員　これは意見になるから余り言わない方がいいかなと思ったけれども。書き込みをやっているのが目立つのは家庭科ともう一つ保健なのですよ。私に言わせると、教科として成り立つかどうかの瀬戸際だと思っているのですよ。そういう教科がそういうふうになってきているのはやはり考えなければいけないと私は思っていますけれども。教科書は、今のような話だと、大判がいいという話にはなっていないような気がするのですけどね。だっ

て、小学校1年生で字を大きくしたり、いろんなことを工夫して大判になっているのは、1年生だから使いにくいという意味で、ほかの理科だとかはこの判が多いけれども、それで字が小さいだとか何だとかという話は出てこないわけだよね。そうすると、大判で詰め込まなければならない、これだと窮屈になる、それほどの内容を家庭科は5・6年でやっているのかと。無理なことをこのA4の中に詰め込み過ぎちゃったのかな。教科の問題なのかなという部分ですけども。

志田原検討委員 教科書は5・6年で1冊です。この厚さで2学年分を盛り込んでいるということで、ちょっと窮屈さが出たのかな。5年は5年、6年は6年だったら、確かに小さい方の判でもゆとりのあるものだったと思うのですが。そんなこともあると思います。

小田原委員 これは2冊になれば八王子では売れるということになるのですか。2分冊にすれば売れる教科書になるわけ、今の話だと。

志田原検討委員 売れるかどうかはちょっとわかりませんが。

小田原委員 先生の今のお話だと、1冊にやるからこういうふうに窮屈になってしまった。では2冊にしてゆとりをもって組めば、もっと窮屈じゃなくていい教科書というふうになりますか。

志田原検討委員 別の観点でもいろいろ比較させてもらいましたので、一概にゆとりがない部分だけが問題点とは考えていないわけです。ですから、先ほどの答えだけで申し上げますと、ゆとりがないのはそういうことではないかというふうに答えさせていただきました。

成田教育長 私は、この2つの教科書の一番違うところは、東書は書き込みができて、自分の教科書であり、ノートであり、学習した跡がわかるという、そういう1つと、もう1つは、開隆堂は書き込めない、ワークシートが必要であると、ノートが必要だと、そしてまた先生はきちんとした板書等々がやはり大事になってくるだろう。いわゆる準備という段階でね。だとすると、八王子の先生方は、ここで言われているように、今の教科書と比べて教科書への書き込みの部分が多いので、こちらをとりたいとおっしゃっているのかな、と。私もそこを聞きたかったのですね。でも今、小田原委員が御質問されて、答えをされておりましたので、そこのところはいいと思うのですが。

私はほかにも、この教科書が全く違うというような 全くと言っては間違いだろうと思いますが、違いがあると思いました。1つの方は、導入の仕方から「見つめよう家庭生活」というふうな形で入ってきているし、一方は「私たちの生活と環境」というようなことで日常生活に広げているわけですね。日常生活に必要な事柄を知識・技能として身につけるとい

うような部分が重点になっているのではないのかなというふうに思いましたし、一方、東書の方は、いわゆる家族という、家庭生活を楽しむという、そういう新しいライフスタイルを提案しているように、そんなふうに思ったのですね。ですからそういう意味で、この教科書の表現の方法よりも、これからの身につけていく部分、それと家族とのかかわりと協力という内容的なところでも随分違うなというふうに私は感じました。

名取委員長　ほかにいかがですか。もしありましたらどうぞ。

それでは、御質疑がないようでありますので、次に移らせていただきます。

「保健」についてよろしくお願いします。

須長検討委員　それでは、体育（保健）について御説明いたします。

保健は、他教科と違うところは、扱う内容が全部共通ですので、教材といいますが、他教科のようにいろんなものの扱い方が違うという特性がなくて、ほとんどの教科書も中身は同じなので、それをどう子供たちに指導していくかというあたりの方法がかなり違ってくると、それから資料等が違ってくるというところがちょっと違うところです。

トータル的な話を初めにさせていただきたいというふうに思います。

まず東京書籍ですが、東京書籍は教科書としては大変よくできていて、見やすくもあり、資料も整っていて、レイアウトもきれいで、教科書的には大変にいい教科書で、各学校からの調査、それから研究調査部の方の意見も大変よい内容でございました。ただ、この教科書だけで学習できるという感がありまして、それでちょっと物足りなさがあるなというところはございました。

それから、大日本図書ですが、これは絵などが物すごく細かく入っていて、第一印象はちょっと細か過ぎるといいますが、ごちゃごちゃしているなという、そういう感じがしました。内容的には必要な内容は全部踏まえてありますが、そういったところがございました。

それから、学習研究社でありますが、これは現在八王子で使っている教科書ですが、教科書で他社と違うところは、まず内容の選択のところ、体ほぐしと心の健康の関連がかなり具体的にきちっと出ているというところがございます。あと大変大きなところは、個人差が大変はっきり出ている、例えば、3年生の「毎日の生活」「健康な生活」というところも、ただ単純に自分の一日の生活リズムを調べてみようという、各社あるのですが、自分のリズムというところをかなり意識させているのではないかなというふうに感じました。そういったところで個人差、それからあと心と体の関係をかなり全面に出しているのではないかなというところです。一番教科書のテーマといいますが、最初に「夢・希望・限りない力・自分

らしさ」、そういったものからスタートして、6年の最後は「自分探しの旅立ち」というふうな形でまとめているということ、その一連の中で子供たちが3年から6年まで保健の学習をしていくという流れになっております。これは、各学校の調査結果からも一番よかったのではないかと、調査部会の方もよい結果が出ていたというふうに思います。

それから文教社ですが、表現が悪いのですけれども、絵本ばい 絵本ばいといいますが、ちょっと観点がはっきりしない、内容は全部入っているのですが観点がはっきりしないようなところがございます。そういったところで、文字も少なく、先生方が扱うとかなりいろいろ工夫しないと難しいかなという感じがございます。

それから光文書院ですが、これも、特に高学年の方の最後の方のところ、資料から、説明から文字がばっちり入ってしまして非常に、先ほどの小田原先生のお話だと教科書っぽいですけれども、ちょっと読むのが中心になっていくような学習になっていくなという感じがございました。

各社のトータル的なことでの説明というふうにさせていただきました。

以上です。

名取委員長 ただいま検討委員会の報告が終わりました。

「保健」についての御質問をお願いします。

小田原委員 先ほど先生が向こうにいらっしゃるときに、保健も家庭科と同じように書き込みが多いという話をしたけれども、教科書としていかがかなと私は疑問に思っているのですね。今お話を聞いていて、文字数が少なければ少なくてだめだ、文字数が多ければ多いでだめだという話になっちゃうけれども、実際はどうですか。

須長検討委員 やはり小学校のレベルで考えますと、字だけ、教科書を見ただけで嫌という感じが、多ければしますし、いい写真だとか資料があるとぐっと目を引くものがありますし、やはり小学校の学習でのポイントは、やはり最初の導入のところぐっと思わせるようなところ、勉強したいと思わせるところ、そういった考えでいくと余り字ばかりだと難しいかなと。

それから、やはり小学校の場合は、自分で実際、途中途中整理しながら、まとめながらというのが学習の流れの中にありますので、適当に記述するところが必要ですし、なければ担任の方が用意してやらなければいけない内容だろうというふうに思います。

名取委員長 ほかに御質問は。

成田教育長 保健体育という教科の中で、体育は大体年間90時間ぐらいいやりますよね。

保健というのは、3・4年あるいは5・6年は年間で何時間。

須長検討委員 3・4年が4時間で、5・6年が8時間。かなり少ない時間で効果的に指導していくという内容です。

成田教育長 そうしますと4年生でもやはり4時間、年間4時間ですね。それをこの教科書で指導するというようなことなのですが、本当にそのこのところは、身近な学習をどういうふうに進展させていくのかという部分と、余りにもここにたくさんものが入っていると興味を失うという部分がよく御説明の中でわかるのですが。昨年度課題になっておりましたけれども、4年生の「変わりゆく体」あるいは「育ちゆく体と私」というような扱いの部分について、これについてはきちんとした表記なり、あるいは考え方なりが教科書の中にどのように盛られているのか御説明ください。

須長検討委員 まず一番大事なのは個人差です。個人差、それぞれ子供によって成長の仕方が違うし、そういったところであらわれ方も違ってくるところから、例えば体が成長をしていくという扱いで、ただ、いわゆる大人と子供、絵でもって小さい子からだんだんだんだん大きくなっていく、1人の子供が何歳、何歳、何歳、何歳と体が大きくなっていく、そういうので成長の様子を見せる、考えさせるところがありますが、教科書会社はただ並べているのではなくて、例えば学研などは、それを棒グラフと並列にさせて、この子は何歳のときにぐっと伸びた、この子は何歳のときにぐっと伸びたというのを、各社意図してはいまずけれども、学研なんかは棒グラフにして、よりそれがぱっとわかるような形にして、その個人差、ここでこの子は一番伸びるのだというあたりをはっきりさせているというのが特徴的だろうというふうに思います。

あと、性の部分ですが、やはり教えなければいけない内容は、これは科学的にきちんと教えなければいけないので、そのこの部分はきちっと表記されているべきかなというふうに思っております。これもいろんな絵であらわしたり、パソコンでつくった絵で見せたりとか、写真でいろんな大人の 写真は今回はなかったかな。絵が多かったかと思えますけれども。そういったことで、いろんな形で考えさせていますけれども、そこも嫌な感じがあらわれないような形で、絵で見せて説明しているというふうになっていると思います。

成田教育長 もう1つ関連して。性器の名称等々があるわけですが、今それは絵でというふうになっておりましたが、皆さんからの御意見はどうだったでしょうか。どの教科書が、この性器の名称等々も含めて適切だというふうな御意見があったのでしょうか。

須長検討委員 調査部会ではこの部分は余り、どこも載っている部分ですから、それほど

差のない話でございました。この会社の性の部分がよいというのはありませんでした。ただ構成上、教科書の使いやすさという点で、前年度学研がページがわりになっていたのが、1つの見開きのところにおさめているので使いやすくなっているというのは1点あったところ
です。

小田原委員 学研だけがロールプレイングという話が出てくるけれども、どういうことなの
ですか。

須長検討委員 昨年度ロールプレイングが この改訂前、旧版ではロールプレイングが入
っていたのは学研ですね。それが今までの実践でよい評価があるものですから、各社今度は
入ってきたと。どの社にもロールプレイングが入ってきたと。学研は今度、普通自分で考え
てロールプレイングをやってみましょうか、こういうこととこういうこととこういうことは
必ず入れなければいけないとか、気をつけなければいけないとか、観点をかなり明示しなが
らのロールプレイングになっている。他社とは中身が大分違っていると。そういう意味で実
際的な問題、八王子には現実的な問題がいろいろあるだろうということで、そういった意味
ではかなり観点がはっきりしているのではないかという内容になっております。

小田原委員 よくわからないけれども、ロールプレイングというのは観点がはっきりしてい
た方がいいのですか。

須長検討委員 最低こういうことは示さなければいけないとか、相手にこういうことは出さ
なければいけないとか、こういうことははっきり言わなければいけないとかという部分です
ね。

小田原委員 保健の教科として、先ほども申し上げたけれども、非常に難しいし、時間数が
少ないから大変だろうと思うけれども、養護の先生が保健を教えているというような形とい
うのは八王子ではどのくらいやっているのですか。

須長検討委員 数的にはちょっとデータをとっていないですけども、本校は性教育という
ことで全学年入ってきます。それは担任とTTで。

小田原委員 説明しますよね。そうすると保健でやっているわけじゃないでしょう。

須長検討委員 ええ、そうです。

小田原委員 養護の先生が保健の部分を持つということに、基本的にはなりましたよね。そ
れで実際にやっているというのは余り……。

須長検討委員 それは市教委の担当の方がよろしいかと思えますけれども。

小田原委員 多分把握していないと思います。

齋藤委員 私もちょっと性教育のところが気になったのですけれども。さっきたまたま理科のところで話を聞いたものですから。理科の教科書をよく見てみると、やはり発生のところでちょっと性教育っぽい話が5年生で出てくるんですね。さっきそれでちょっと私も質問したのですけれども、メダカのコースとヒトの発生コースに分かれてしまう。興味のある方ということで、学校ごとにそれが分かれてしまうということですから、メダカコースをとった学校では、理科では全く小学校の教科書の中にはヒトのことが出てこない。そういうことになってくると、保健というのが担うというか、その性教育。また違う養護の方と関連があるのかもしれませんが。この教科書を選定する中で、理科の教科書との兼ね合いみたいなものとか考えたとか、他の教科の先生方とちょっと協議したということはあるですか。

須長検討委員 ございません。結局、前回から今回の改訂版の流れの中では、前回も入っておりましてから、ここではそういった新しい課題性は特になかった。

小田原委員 保健というのは、教科としてやるのがどうかなという話にいっちゃうと思うのですよね。中身的には自分たちが抱えている、個人差がありますけれども、それを追認していくというのかな、確かめていくというのが教科としての保健だと思うのですよね。だからそれが、生理にしてもそうだし、健康にしてもそうだし、家庭の話にしてもそうだし、いろんなもの全部ひっくるめて資料的に示してこうですよというふうに示してやる教科のような感じがするのですよね。教科と言うのかな、種目と言うのかな。これをもっと理科なら理科、生活なら生活 生活は1・2年か。そういうところに組み込む形にしちゃう方がいいかなという感じもしていますよ。家庭科とかね。

須長検討委員 やはり保健は実践が大事なので、子供たちが自分で考えて学習して、こういうふうにした方がいい、こういうふうにしようと思う、考えたことを日々の学校生活なり、家庭生活で実践させる、そっちの方のウエートが大きいと思うのですよね。それから、このところで、体育科の改訂では心と体の一体化ということで指導要領が新しくできていますので、やはり保健の学習が今度は体育学習の中にも生かされていく。こういうのが心と体との関連のあたりでは密接な関係があって、その辺をかなり意識して保健指導する。そして、それを今度体育学習でも子供たちに自覚させていくというあたりが、そこら辺の実践が非常に保健の場合は大事だろうなというふうに考えています。

成田教育長 今、校長先生の方からお話がありました実践からというところなのですが、私はもっとその前に、今の子供たちにとってもこの保健の中で教えてほしいのは、また扱っていて大事に扱ってほしいのは「自分と他人の生命の尊重」、ここの部分だろうと思うのです。

3年生のこの教科書の中に赤ちゃんの部分が出てきて、へその緒も入っていますし、それから「育ちゆく体」、いわゆる性も含めてですね。きちっとやはり命というような区分、そこを大事にさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

小田原委員　私は、命といったら、命なんて保健で扱い切れないと思いますよ。なかなか4時間くらいではね。ある時期は全部保健にするというならわかるけれども。

須長検討委員　実践でそこら辺がカバーできていくという……。

小田原委員　保健というのは、私は、自分たちが持っているものを追認していくのが授業としての保健だと思っているのですけどね。実践と言ったけれども、けがした後どうするなんていうのは、本来やっていない話なのですよね。それを体系的にこうですよというふうに整理してやるのが授業としての保健だろうと思っていますけどね。

齋藤委員　全部の教科書を読んでみますと、お酒のことだったり、たばこのことだとか、薬物のことがどれも出ていますけれども、一番やはり丁寧に書いてあるのが学習研究社じゃないかなという感じは私も受けましたけれども。それでなくても時間数が足りない中で、このあたりの力の入れ方というのかな、どうですか、現状としては。かなり力を入れて授業の中で取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

須長検討委員　入れていると思います。あとは指導の工夫もあると思いますけれども。今その辺のところは教員ともう1人、その道のいろんな知識のある方だとか経験のある方のお話を取り込みながら、この教科書の内容を補充していくような形での学習というのは、これからも多くなっていくのではないのでしょうか。

名取委員長　よろしいですか。ほかに御質疑はないようであります。

本日予定しておりました種目の質疑はすべて終了いたしました。

ここで無記名で各委員の意見を集約したいと思いますけれども、できますかね。

小田原委員　きょうで決めてもいいというならやるけどね。あんまり……。

名取委員長　どうですか、ほかの委員さん。

齋藤委員　いろいろと意見がかなり分かれながら、ちょっと聞けるところもあるかなと思ったんですけども。私、個人的な意見としては、大体お聞きしたい内容は聞き切れたように今は思っています。ですから今私としては、きょう聞いた教科については、恐らく私個人の意見はこんなものだろうという形のはっておりますので、今投票することについて、私は何も問題はないですよ。

成田教育長　齋藤委員さんの方から、冒頭にやはり慎重にきちんと自分の責任でというよう

な意見等も出されまして、今のような御意見をちょうだいしましたので、私は最初の提案どおり、もしできたらここで無記名で。私自身もできるように思いました。

小田原委員 私投票すればいいわけですね。

名取委員長 では、ちょっと書いていただけますか。

〔各委員用紙記入〕

名取委員長 事務局は記入用紙を回収してください。そしてしっかり保管をお願いしたいと思います。

齋藤委員 1つ確認。ちょっと確認ですけれども、これはあくまでもきょうの意見として、最終決定は8月11日にするということですね。

小田原委員 もうちょっとよく見て、意見が変わるということもあり得るだろうとは思っているのですよ。

齋藤委員 それは8月11日までかなり期間がありますので、きょう私もよくメモはしていきますけれども、11日の段階の中で意見が変わるということもあるということでもよろしいですか、ちょっと確認ですけれども。この投票については。

小田原委員 それはあり得る話だと思っておりますが。ただ、どういう約束にするかどうかなんだけれども、たまたま3対2とか4対1とかなってしまったときに、もう議論の余地がありませんよというふうになってしまうといけませんけれども。それについても確認しながら、御異議ありませんかという進行をしていただければいいのだろうと思いますけれども。

成田教育長 私も全く同じ考えです。

名取委員長 では、さらに勉強して、自分の責任においてしっかりした意見を8月11日にできるという余裕を持って、このきょうの会議を閉じたいと思います。よろしいですか。

小田原委員 非常に恐ろしいことをやっているなどは本当に思いますよ。いわゆる人事と同じですけれども。これは先生方と違う形を私自身、決めてしまうことだってあり得るわけだから。それで責任を持ってといったって、先生方に対してどう責任をとるかというのはちょっと……。非常に難しいことだなと私は思っていますけれども。

名取委員長 難しいし、大変責任の重い仕事だと思いますけれども。避けて通ることのできない仕事ですのでね。そういうことで、この協議事項については閉じたいと思います。

ありがとうございました。

何か報告する事項等はありませんか。

教育総務課から報告がございます。教育総務課から報告をお願いします。

望月教育総務課長　それでは、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定につきまして、これまでの経過と今後の方向につきまして御報告いたします。

この協定は、青少年の非行問題が多様化いたしまして深刻化している現在の状況を踏まえまして、警察と学校がそれぞれの役割を果たしながら連携を強化して、児童・生徒の健全育成を効果的に推進しようということで協定を締結しようというものでございます。

経過につきましては、こちらの資料でございますように、16年4月に東京都教育委員会と警視庁との間で協定が締結されまして、東京都の方からの働きかけもありましたが、本市としても管轄の警察だけではなくて広域的な警察との協定が必要と認めまして、警視庁と東京都で締結された協定書と同様の協定書の締結の準備を進めてきたところでございます。

この協定の内容につきましては、本市に個人情報の保護条例がございまして、この保護条例の規定に基づきまして情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聞く必要がございましたので、去る7月9日に審議会に諮問いたしまして、同日付で審議会から妥当との答申を受けたところでございます。

なお、同答申につきましては、付記として、この協定の適正な実施を確保するために、ガイドラインを作成しまして、それを報告するということが求められています。このガイドラインにつきましては後ほどまた説明させていただきます。

協定の概要でございますが、目的につきましては、冒頭申し上げたとおり健全育成を効果的に推進するというところでございます。連携の内容につきましては、警察と学校が非行問題に関して必要な情報の連絡を行うということ、それから、これにつきまして必要な協議を行って、当該事項に係る具体的な対策を講じるということが連携の内容になります。

具体的な連絡事項でございますが、まず警察から学校の方への連絡事項でございますが、(3)にありますように、1つに逮捕事案、ぐ犯少年送致事案、それから、その他非行少年等及び少年の被害に係る事案で警察署長が学校への連絡の必要性を認めた事案ということになります。具体的には、具体例がそれぞれの項目について出ているところでございます。

それから、学校から警察への連絡事項、(4)になろうかと思いますが、これにつきましては、こちらに記されておりますように、非行、問題行動及びこれらによる被害の未然防止のために校長が警察署との連携が特に必要と認められる事案。それから、学校内外における児童・生徒の安全確保上、それから犯罪被害の未然防止のために必要と認められる事案ということになりまして、具体的には掲げられておりますように4点でございます。ただ、この学校から警察への連絡事項でございますが、前提条件といたしまして、3点連絡しない例と

いうのがあります。1つは、学校内の組織で対応できて、問題行動の解決が図られるということ。2つ目には、保護者と協力して、学校と家庭での指導の充実が図られること、3点目に、地域社会、警察以外の関係機関との連携によって問題行動の解決が図られると、このような場合には、これに該当するものであっても連絡しないということになります。

5番目に連絡の方法といたしましては、警視庁の少年育成課長、それから各警察署の署長等、これは後ほど具体的にガイドラインの方にも出ておりますけれども、それから学校長等の連絡責任者といいますが、それが電話や面接による連絡によって行うということになります。

それから、当然のことながら適正な情報管理ということでは、学校、教育委員会、それから警視庁、警察においても機密の保持に努めるということは当然のことでございます。

それから、先ほど申し上げましたガイドラインでございますが、後ほど御説明させていただきますが、適正な運用を図るためにガイドラインを策定していくということになります。

それから、今後の日程でございますが、今後、おおむね夏休みに入る前ぐらいにできるだけ進めていければというふうに考えておりますけれども、警視庁と連絡をとりながら、八王子市教育委員会との間で締結できるように準備を進めていきたいというふうに考えております。

これにつきましては、十数の区市町村が、現在、東京都下でも協定の締結を既にしておりまして、全国的にも、やはり16県が既に同様の協定を締結しているところでございます。

資料1でございますが、この協定書につきましては、細かい文言についてはまだこれから精査していきます。例えば「区市町村教育委員会」とありますけれども、例えばこれを「八王子市教育委員会」というふうに直さなければいけないことがございますが、その協定書は、さらに文言上の内容的にはそのとおりで締結する予定でございますけれども、文言上は精査していきます。

目的につきましては、冒頭申し上げましたように、非行等、問題行動の防止及び安全確保について、警察と学校がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携のもとで効果的な対応を図ることを目的とするというふうなうたっております。具体的な内容につきましては、先ほど協定の概要ということで御説明したとおりでございます。

一番最後のところに、締結者になりますけれども、これは甲として警視庁の少年育成課長、乙として八王子市の教育委員会教育長ということで、この協定によりまして、八王子の管轄を越えた警察署との連携も可能になるということになります。

次にガイドライン、資料2になりますが、このガイドラインに基づきまして、各学校で情報の管理を適正に行うために、あるいは連絡する場合適正に行うために、このようなガイドラインに基づいて各学校が運用を図るために作成したものでございます。おおむね内容につきましては協定の内容を引いておりますが、協定以外のものについて、主なものについて御説明いたします。

5番目に、「学校が連絡をとる警察署」とございますが、学校は原則として、学校所在地を管轄する警察署と連絡をとるものとする。ただし、問題行動等の内容により、必要な場合はほかの警察署と連絡をとるものとする。

それから7番目でございますが、学校における連絡担当者は、該当の児童・生徒が在学する学校の連絡責任者である校長とする。ただし、校長は事案の内容により教頭または生活指導主任、担当等の教諭を連絡担当者として指定することができる。警察における連絡担当者につきましては、既に警視庁と定めておりますけれども、少年育成課長またはその警察署の署長が指定した者と連絡をするということになっております。

それから、8番目の連絡の方法でございますが、これは電話または面接によるということで先ほど申し上げたとおりでございますが、2番目に、緊急の場合を除いて、各学校が警察に連絡する場ですけれども、事前に教育委員会と協議・調整を行うということ。それから、調査を行った上で警察への連絡を行う。市の各学校によってそれぞれの対応がまちまちなると、統一した取り扱いが可能となるように、事前に教育委員会と協議・調整を図るということをこのガイドラインの方に入れております。また、警察から学校に連絡があった場合につきましても、所定の方法により教育委員会に報告をすることとしております。

それから、記録の作成及び報告でございますが、警察への連絡を行った後、直ちに別記様式第1号に、こちらの様式が後ろの方にございますけれども、警察への連絡内容の記録にその内容を記録しておくということがございます。担当者が校長以外の場合には、校長及び教頭の確認を受ける。それから2番目に、警察からの連絡につきましては、第2号様式で記録いたしまして、同様に校長でない場合は、校長、教頭に報告するというようにしてあります。それから、これらの内容につきましては、件数を月ごとにまとめて、指導室の方に報告するというようにしてあります。

それから、10のところ、学校における情報の適正管理でございますが、(1)でございますように、この文書は複写を禁ずるということ、それから保存期間については、最長児童・生徒の卒業時までといたしまして、保有の必要がなくなった場合は速やかに廃棄すると

ということ。それから（５）に、警察からの連絡及び警察への連絡の内容については、原則として、当該児童・生徒及びその保護者に知らせて事実確認を行うということにしております。ただこの点については、その確認をする、あるいは連絡をするということによって指導が十分できないということがありますので、その点については審議会の方に諮問して、本人の通知についても承諾をいただいているところであり、場合によっては本人に、当該児童・生徒及びその保護者に連絡できない場合もあるということがございます。

それから１１番、１２番につきましては、目的、その協定の目的に沿った内容について、ガイドラインとして記しております。

それから一番最後、資料４のところで、八王子市の情報公開・個人情報保護運営審議会からの答申がございまして、この中で、条例上の内容について、本人外収集ですとか外部提供につきまして、それから本人への通知について、これをしないということについて妥当なものと認めるという答申をいただいておりますけれども、付記の２番の（２）で、不要となった個人情報は迅速かつ確実に廃棄するということを求める 求めるといいますが、外部に対してその条件を付すること。２番で、提供先となる警視庁少年育成課長及び警察署長に対してはそのように付記をすることとなっておりますが、これにつきましては、教育長名で警視庁に対しまして、このガイドラインの１０番の（１）と同様に、保存期間につきまして、最長で児童・生徒の卒業時まで、また、保有の必要がなくなった場合には速やかに廃棄するようにということで要請をしていきたいというふうに考えております。

説明については以上でございます。

名取委員長 ただいま教育総務課の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

齋藤委員 ２点気になるところがあります。極めて具体的に考えたときに、やはりこの協定というのは、いち早く私はやっていただきたいなというふうに思っているのですが、やはり今、八王子で大きな問題になっているのは、ずっとここ長いこと変質者の誘拐事件とかという問題ですよね。このあたりの情報ということが私、１つの大きなこれの問題になってくるのではないかなと思っております。今の説明をずっと聞いた中でちょっと気になるのは、連絡をしない例の中に、捜査中の事案というのが、非常にこのあたりちょっと落とし穴のような気がするのですよ。具体的に考えたときに、例えば八王子市で、本当に何か変質者の事件が今起きたということを警察は事実として確認している、犯人は逃げている、でも捜査中である。この場合、連絡はもらえないのですか。すごくそのあたりがわかりにくい気がする

のですよ。確かに連絡する中の項には、1 ページ目の裏のところですけども、一番上の行のマル3に「警察署長が学校への連絡の必要性を認めた事案」というのがあります。ただ、捜査中であるというのを理由に連絡がいつまでたっても来ない、おくれるということはありませんか。そのあたりのところは詰めておいていただきたいと思いますよ。もちろんこれからいろいろなことを決めるのかなと思いますけれども。

もう1点大きな問題は、警察がどんどんこれから情報をくれるようになる。それを事務局、教育長が代表として受けたときに、それから先のことを並行して考えていただくこと、そういう問題じゃないですか。教育委員会と警察の協定を結ぶと同時に、今度、警察から得た情報をどういうふうに扱っていくのかということと並行的に考えていかないと、決めていかないと、そこでとまっちゃうような気がするのですよね。だから、そのあたりを一緒に考えていく必要があるかと思うのですけれども、どうでしょうか。

望月教育総務課長 捜査中の事案ということでここに記してありますが、齋藤委員がおっしゃった、子供たちが学校生活を送ったり、あるいは放課後も含めて地域で起きるという点で、危険な情報については、これはこの問題とは別な扱いになるかと思っております。それは当然警察としても、情報を教育委員会に提供して注意を喚起するということになりますので、これがそのまま言えるかどうかというのは別です。それは従前どおりやっていくことになるかと思っております。

岡本学校教育部参事 この連絡制度は警察と学校との連絡制度でありまして、そこにいわゆる教育委員会がどういうふうにかかわっていくかということが大きな問題が1つあると思います。それを受けた段階で、学校と教育委員会あるいは市がどのように連携をして、その情報をいち早くいろんな場所に提供できるかどうか、そういう二段階の流れがあるかと思っておりますけれども。基本的には学校と警察との連絡制度でございますので、学校の方に例えば警察から連絡が入った場合には、速やかに教育委員会の方に連絡をいただくと。それはガイドラインの方で確認をしていきたいと思っておりますし、この扱いについても、校長、教頭を初め生活主任委員会でも、この制度の運用について実際面で検証していかないとずれが出てくるだろうと考えております。

2つ目の後半、その流れをどうしていくかといいますと、やはり今でも緊急のレベル1、レベル2、レベル3という流れの中で私も対応しておりますので、今やられている制度を当てながら対応していきたい。その2段階で今後やっていきたいと思っておりますけれども。

総体的に見ましても、繰り返しになりますけれども、学校ともう1回共通理解を図ること、

それから市、それから教育委員会の中で、今後この制度の運用の仕方についても共通理解を図ると、その2段階がこれからすごく大切だろうと考えております。

小田原委員　今の点に関連するけれども、意見も含めて言えば、こういう協定を結ばなければできないということ自体がおかしいですね。何で学校と警察とが相互の連絡ができないのか、これがなければできないのかということ自体が問題なんです。今いろいろあったけれども、ではこれをつくればどうかというと、今の齋藤委員の心配どおり、決してその先は進んでいかないだろうと。それはこの協定の中身として、ある部分は連絡するというふうになっているけれども、この多くは警察署長ないしは学校長の判断ですよ。ゆだねられているわけですから。そうすると、判断に個人差がある。しかも、学校から警察に連絡するときに教育委員会を通さなければいけないというような話だから、統一した何かをしなければいけない。そうすると、そういう統一した何かをしなければ報告してはいけないというような形になってくる。やはりちょっとそこの制限がよくわからない部分があるのですよ。

こういう形で、いわゆる防犯あるいは健全育成が図られるかということ、これはないよりは前進だろうというふうに考えておいた方がいいと、私はそのくらいの認識ですよ。

岡本学校教育部参事　そのことにお答えになるかどうかわかりませんが、これまでは本市におきましては、八王子警察署、それから高尾警察署との連携の中でさまざまな情報等、連携を深めていたわけですが、この制度は、今の子供たちはいろんなところに行動範囲が広がっていくと、そういう中で、ほかの区市町村の警察署あるいは東京も含めて、その辺の情報が今後、制度に基づいて入るようになってくる。そのような意味での広域的な対応をすることが今回の1つの大きなねらいにあると思いますので、今までの八王子市内の2つの警察との連携のノウハウを、今後こういう形の中でさらに広めていくということで、繰り返しになりますけれども、本当にどういうふうに運用していくかということで、これは本当にしっかりと共通理解を図らないと、個々ばらばらな展開になってしまってせっかくの制度の趣旨が生きないと、そういうことが含まれているというふうに考えております。

小田原委員　連絡をしない例を挙げたでしょう。学校からの場合には3つある、警察の場合は2つあるけれども、これは今までと全然変わらないですよ。それで問題が起こっちゃっているわけだから。それでどうしようもなくなっているというのが起こっているわけだから。これをどうするかという、そこがやはり考えられていないところも持っているのですよ。だからないよりはいいという……。

この児童・生徒の虐待はどういうふうになっているのか、これも不明確ですよね。とりあえずつくって、それをどういうふうにさらに前進させていくか、違う形の仕組みね。違う仕組みを考えていかなければいけないだろうというふうに思います。

名取委員長 小学校はちょっとわからないですけども、中学校というのは警察との連携は絶えずとっていましたよね。私はそういう経験があります。それで、学校に対して差が出るのですよね。そういう点を今回整理していただいたのだなと私は理解しています。そして整理していただいたので、各学校でもある意味、学校内でも差が出ないようにね。やはり生活指導主任と校長さん、教頭さんにはしっかり、この協定を結んで、理解をして協力していただくようにぜひ努めていただきたいと思います。と思っています。

望月教育総務課長 小田原委員がおっしゃいました虐待につきましては、例として出ておりませんが、ガイドラインの別紙2のところ、問題行動等の発生というところの上から4つ目のところで、「児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となることを防ぐため、警察の協力が必要な場合」ということで、児童・生徒自身の犯罪だけではなく、犯罪に巻き込まれると、あるいは安全確保をしなければいけないというものについても含めたものになっております。

小田原委員 やはりこういう別紙で扱う中身ではないですよね、これは。学校の責任というのは物すごく大きいと私は思うのですよ。それを見て見ぬふりをしてしまったという話が現実の話だからね。

齋藤委員 具体的に私にわからない部分を教えていただきたいのですが、そうすると、今の話ですけども、連絡が警察から学校に来る具体例の中の3番あたりに、「ぐ犯少年」と、非常に難しい言葉だと思いますけれども、疑わしいということでしょう。そういうものは警察から直に学校に、ちょっとこういう疑わしい子があたくの学校にいるよというような連絡が来る例がありますか。

望月教育総務課長 「ぐ犯」の「ぐ」という字は昔の「虞」という字ですけども。ここに書いてありますように、もっと限定的な意味でこの「ぐ犯」というのはつかっていますけれども。児童相談所に通告とか家庭裁判所に送致された者ということで、これは限定的に使っております。ただ、その下の不良行為少年となりますともう少し範囲が広くはなりますけれども。このぐ犯というのは、そういうある程度限定的な意味合いを持ってあります。

齋藤委員 問題は、やはりそういう連絡を受けた校長先生が、それからどうするかというのがすごい苦しくなってしまうと思いますね。こういう協定を決めていくときには、本当

に具体的なことを考えながら、それから先を少し考えたものを教育委員会の方から校長先生たちとの間のまたいろんなことを決めていかないと、情報を得た先生が悩んでしまわないですか。だからやはり並行して進めなければならない問題がすごくあるような気がしますね。だからこれは本当に大切なことだと。私は基本的には賛成です。ですから、これを進めていく上では、教育委員会として、やはり校長会の先生方と、情報がこれからいろいろと行き交っていく中で、その情報をどう扱っていくかということの、それこそガイドラインというか、決め事というかルールをつくっていかないと、受けた先生によって、聞いたはいいいけれども何もしない先生もいれば、一気に、例えば地域なりにその情報を、これは大変だということで流す先生も出てきたりすると、ちょっとその情報がめちゃくちゃになっていくという可能性も感じますけれども。

岡本学校教育部参事 ガイドラインをまだ検討する段階でも、今の点については非常に私どもも悩んでというか、心配している部分がありますけれども、実際、今でも緊急性のあるものについては、学校と警察等が現に連絡を取り合いながら、その後、教育委員会の方に報告して一緒になってまた対応してきている、そういう流れもございますし、悩んだ時点で教育委員会なりにまずお出でいただいて。だから単線の構造ではなくて、少なくとも二、三本の流れを用意しておいて、その中でより望ましい進め方といいますか、その辺を本当にガイドラインをもとに連携、また検証を深めていくと、そういうことが本当に大事だろうと考えております。

小田原委員 2枚目の頭のところで、(6)ね、これはこういうことを書かなきゃだめなの。こういうことを書くこと自体が、こういう問題をおくらせることだと思うのですよね。

名取委員長 いかがでしょうか。

望月教育総務課長 個人情報の保護という点で心配される市民の方もいらっしゃるということで、念のため、こういうことはきちんと、当然のことではありますけれども、記しておくということでございます。

小田原委員 当然のことだけれども、「努めるものとし」というのは当然のことですか。わざわざ「厳禁とする」と書かなきゃならないことですか。この辺がどうもよくわからない。そもそも本気でこれをやろうとしているのかといたら、余り……。よその話としてやっているのではないのか。知り得た機密を漏らしてはいけないというのは当たり前の話なので、わざわざ「努める」なんて書かなきゃならないことなのか。

望月教育総務課長 これは表現が不適正でございました。具体的には、これはこの場での報

告用にしたためたものでございますが、これについては適正を欠いているかと思えます。具体的にはガイドラインのところの9番にございますように それと協定の8条にもありませんけれども……。

小田原委員 そんなの東京都の教育委員会がやっている話をそのまま引いているだけの話でしょう。そんなのに倣うとこういうふうになるのでしょうか。これは警察にしたって、教員にしたって公務員として守らなければならないことであって、何もこういうものに基づかなきゃならないことですか、協定書に。そこら辺は疑問です、私はね。

望月教育総務課長 協定書の中に、ある意味では「努めるもの」というのは、そういう意味では弱い表現かもしれませんが、それは個人情報審議会の方でも求められていることではございますけれども、適正な管理というものをきちんと協定の中でうたっておくということがございまして、ただ、その表現につきましては委員御指摘の向きもあるのかなというふうには思います。それについては、どのような文言にするかというのはちょっと検討できればというふうに思います。

小田原委員 法令、条例の範囲内じゃないか、範囲を逸脱することは許されないのではないかと、そういう話だろうと思うけれども。

名取委員長 今、途中経過を報告していただいているので、修正する箇所はあるかと思えますので。

小田原委員 趣旨をきちんとやっていかないときちんと生きていかない、有効性を発揮しないだろうというふうに思いますよ。もともとこんななくたってやっていかなければ、できていなきゃいけない話なのだから。やってみなきゃ、どうなるかしりませんが、警察と仲良くやっていたら全然問題にならない話。ところが警察と仲良くならないようにしなければいけない……。

名取委員長 何かあっても警察というのはなかなか学校には来ません。こちらから、例えば、夏休みに入るけれども、1学期間お世話になりました。うちの子供たちがどんな迷惑をかけているかどうか教えていただきたいと、今後の生活に生かしたいからということで行けば、ああそうだったの、こんなこともあった、あんなこともあったということは教えていただけますからね。その点では連携を持つことが大事じゃないかなと思いますね。

よろしいですか。

ほかに何か御報告することは。

坂本学校教育部長 ございません。

小田原委員 報告がなければ、これは秘密会の話になる部分もあるけれども、公開の席でぜひお伺いしておきたいことがあるのですよ。

名取委員長 ほかに委員さん、何かありましたらまた出していただきたいと思います。

小田原委員 前回の秘密会で教育委員会の表彰のことがございましたけれども、これは差し戻しというのかな、お任せというのかな、そういう形であったのですけれども。それについての意見を委員会が終わった後に求められた。そのときに私は意見を申し上げました。それがそのままになっちゃって報告が何も無い、という話ですけれども。これは時々私が言うことですが、教育委員会の定例の委員会ないしは教育委員のありようというものについて形骸化しようとする一連の動きの中の1つだというふうに私は思っているのですよ、いかがですか、それについては。

望月教育総務課長 その件につきましては、追って、各委員さんの意見も伺いながら、東京都教育委員会の方に表彰候補者として挙げるということで、各委員さんの意見を伺ったところでございますが、その後、候補者としてだれだれを決めたということについて、教育委員さんの方にフィードバックしなかったという点につきましては大変申しわけなかったというふうに思っております。今後そのようなことのないように、定例会で出ました御意見を反映させるような運営をしていかなければいけないと思っております。

小田原委員 定例会は定例会で、秘密会でああいうふうな結果になったから、それはそれとして仕方ないと思っているのですが。だけれども、今の話を聞くと、意見を伺って決定したことをフィードバックしなかったと、それはそうなのですよ。それはけしからんということだと思いますけれども。申しわけなかった、これから気をつけます、と何回これまでに言いましたか、そういう話を。

私が聞いているのは、教育委員会事務局は、こういう委員会ないしは教育委員は不要であるとか、形式化していい、形骸化していい、というふうな考え方というのはお持ちなのかどうか、そういうところをお伺いしたいのですよ。

坂本学校教育部長 執行機関としての教育委員会の決定の場面として重要なことが起これば決めていただくところですから、すべての事案について決定していただくというのは、非常勤の形ですからできないことも含んで、事案決定の中で重要なものはこの委員会に諮って決めていただくということで大変重要なものと受けとめておりますし、実質的な意味で、いろんな方向性について審議をしていただくというところをこれからもしていかなければいけないというふうに思っています。形式的に御意見をお聞きしておしまいになってしまうのでは

なくて、教育行政の方向を決めていく、その実質的な部分の重要議案について御判断をいただき、決定をいただくというところの委員会として機能していただきたいと思っておりますし、そういう方向で私どもも議案を整理し、御意見をお聞きし、やっていきたいというふうに考えております。

小田原委員 質問に答えていないけど。今、中教審が諮問を受けて検討を始めている教育委員会のあり方ということがあるわけですよね。私は大いに注目しているし、自分も発言しようかというふうに思っているのですけれども。どうも扱われ方が、意見を求められて

非公式ですよ、非公式だけれども意見を求められた、教育委員会としての。これは八王子の教育委員会としての1つの見識を問われる中身でもあるから、だから意見を申し上げたのです。そうしたら、それについて一切何の回答もなくて、きょうも何も言われなくて終わろうとする。だから、これはきちんと見解、考え方をお聞きしたいというわけなのですけれども。突然言われて、個人的な話しかできないとすれば、いずれまたお伺いしますけれども。

名取委員長 その辺はきちんとした回答を出していただきたいと思います。

齋藤委員 前回のときの東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦、この件ですよね。これ、私の理解というのが間違っていたかどうかわかりませんが、前回6月30日の段階で大至急出さなければならぬと。そういう出し方はないじゃないかということで、確かにかなり私も意見を言わせていただいたところです。ただそれで、ではやめるか、出さずにおくかどうかというところまで話がいったときに、やはり大切な表彰でもあるし。そのときかなり私も意見を言わせていただいて。これだけ意見を言わせていただきましたから、あとは教育長と事務局の方とよく協議していただいてお願いいたしますというような形で私は意見を言わせていただいたと思います。

その後、私のところには7月5日の段階で12枚にわたるファクスが届いて、このようにさせていただきましたという報告書が届いて、この中でも、できれば今日中、またはあしたの朝までに返事をくださいと。これは時間的に非常に無理があることは事実ですけれども。これから改善していくでしょうけれども、一応筋は通したのかなという感じでは私は受けとめましたけれども。ぎりぎりの趣旨は。

小田原委員 それが私の場合には違うのです。ファクスではなくて、御持参いただいたのです、わざわざ遠くまでね。私、留守にしていたから、意見を電話で申し上げたのですよ。そういう経緯があるわけです。ところが、それがそのまま終わっているわけです。この案については認められないと言ったのですよ。

齋藤委員 小田原先生の意見がですね。

小田原委員 私は認められないよと。この原案が示されたから、これは認められませんよと。そうしたらそのままなのです。それを、こういうふうにしましたというような形で……。だから私が言っているのは、こういうファクスにしる、連絡にしる、出しますから答えてちょうだいという話ですよ。よく見ると。見て、あとは捨てる。これは直せと、直しても後で文句を言うとか。それから見ても見なくても構いませんとか。どれになるの。それ以外にありますか、やっている話が。そんな感じですよ。だったらば、要するにそういう意見を求めるということはしないでいただきたいというのを私はずっと言っているわけ。時間がないなんて言うなら出さないでもらいたい。そういうことですよ。

齋藤委員 すごくよくわかりました。私はこのファクスを受けて、教育長と先生とも本当によく討議したのしょうから、その皆さんの御努力というのは、それを全面的に信頼し、前回のときにも意見を言わせていただきましたから、次の日にお電話をして、承知いたしましたという返事をしました。ですから私は、皆さんそうだったのかなと思ったのですよ。それで今言ったのですけれども。仮に私が、これじゃ納得できないともしそのときに電話をかけて、そのまま放っておかれたら、やはりそれは大問題だと思いますね。

小田原先生はそこで承諾できないという御意見を言われていたとするならば、それはやはりまずいですよね。私はオーケーの返事をしたものですから疑問に思わずに今、時間を過ごしてしまったのですけれども。

小田原委員 私だけが認めないと言って、あとの皆さんが認めたという話であればそういう返事をいただきたいわけ。ここでは言いませんが。秘密会では言いますけれども、またその中身については。そういうことです。

成田教育長 確かにこの件につきましては、今のような経過を踏まえながら、私どもの方で検討をさらにさせていただきました。委員さんから御意見をいただいたこともきちんと踏まえた検討をして、それで日数が迫っているというような中で、30日の御意見をちょうだいした中でそういう動きをさせていただきましたけれども。

小田原委員さんからただいまいただいた御意見、あるいは御注意というのは確かに今回だけではなかったです。小さいと言ったらおかしいですが、これは大事な日程でもあるのですが、やはり日程の確認や調整をしていながら、最終このように決まりましたというような部分をもう1回、私ども委員に戻していない部分がやはりここに見受けられます。ここについても私、大変反省しておりますので、何度反省するのと言われても仕方がございません。

最終の確認をやはり入れなければいけない。いわゆる大多数がそうだという中で物事が進んでいるように私自身反省しておりますので、お許しをいただきながら、これからも頑張っていくます。

小田原委員 頑張らなくてもいいけど、そんなことは。

成田教育長 済みません。確認させていただきます。

小田原委員 私は教育委員会のあり方についての、これは1つの事例だと思いますよ、こういうのはね。大きな事例の1つだというふうに私自身は認識していますので。

名取委員長 この件は、ぜひ二度とないように努めていただきたいと思います。

小田原委員 この教育委員会があるうちですよ、だから。教育委員会は、私は基本的にどうかというのは持っていますから。

成田教育長 意図的に形骸化しようとしているのではないかという強いおしかりいただきましたが、決してそうではありませんで、私の能力の不足する部分でもあると思っております。やはりここはきちんとしていきたい。日程的な部分も含めてですね。前に戻って、やはりきちんと事務局全体がもう少し緊張感を持ってやっていきたいと、そんなふうに思っております。

小田原委員 もう一言言えば、皆さん一生懸命やっている中で私はあえて言っているのが大変心苦しいけど。皆さん夜遅くまでやっているし、夜遅くに届けてくださったりしているので大変申しわけないと思うし、心苦しいと思っているわけですよ。だから、皆さんが、今の教育長の話聞くならば、やはり仕事をどこか減らしていかないとそういうところまでいかないわけですよ。そこを考えなきゃいけないと思います。私は具体的に考えた部分はあるけれども、皆さんの方でもそれを考えていかないと。今の話は、頑張ると言っただけ、これ以上頑張れなんて大変だって話ですよ。聞いてみなきゃわからないけれども、そうじゃない。

齋藤委員 だから人をふやすとかね。

小田原委員 人をふやすとか、人をふやす金がなければ、仕事をどうするかというのはやはり考えなければいけないと思いますよ。私はあると思うのですよ、手はね。いつも時間をとらせて申しわけない。

名取委員長 そういうことでよろしくお願いします。

ほかの委員の方、何かございますか。よろしいですか。

ほかにはないようであります。それではここで暫時休憩いたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退出を願います。

また、事務局においても、関係部長及び参事並びに課長及び担当者のみ出席願います。

【午後 6 時 0 8 分休憩】